

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

1.1 整備の基本方針

これからの海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域毎の整備内容を定める。

ここに示す整備内容は、代表堤防高など一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性・維持管理等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。

なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<整備内容、整備図で示す事項>

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象区域)は、「第2章 2.2. 海岸保全の目標」で定めた内容について、海岸保全施設の高さが不足している、砂浜が侵食している等、海岸保全施設整備の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。なお、施設種類に関しては現時点での想定であり、対策工の検討の結果により変更になる場合もある。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

備考

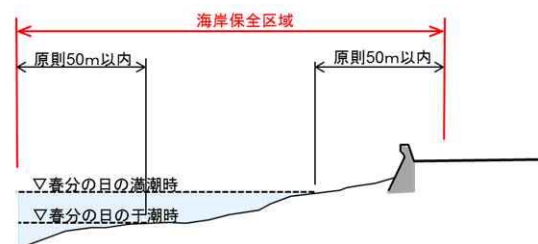
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50 cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方



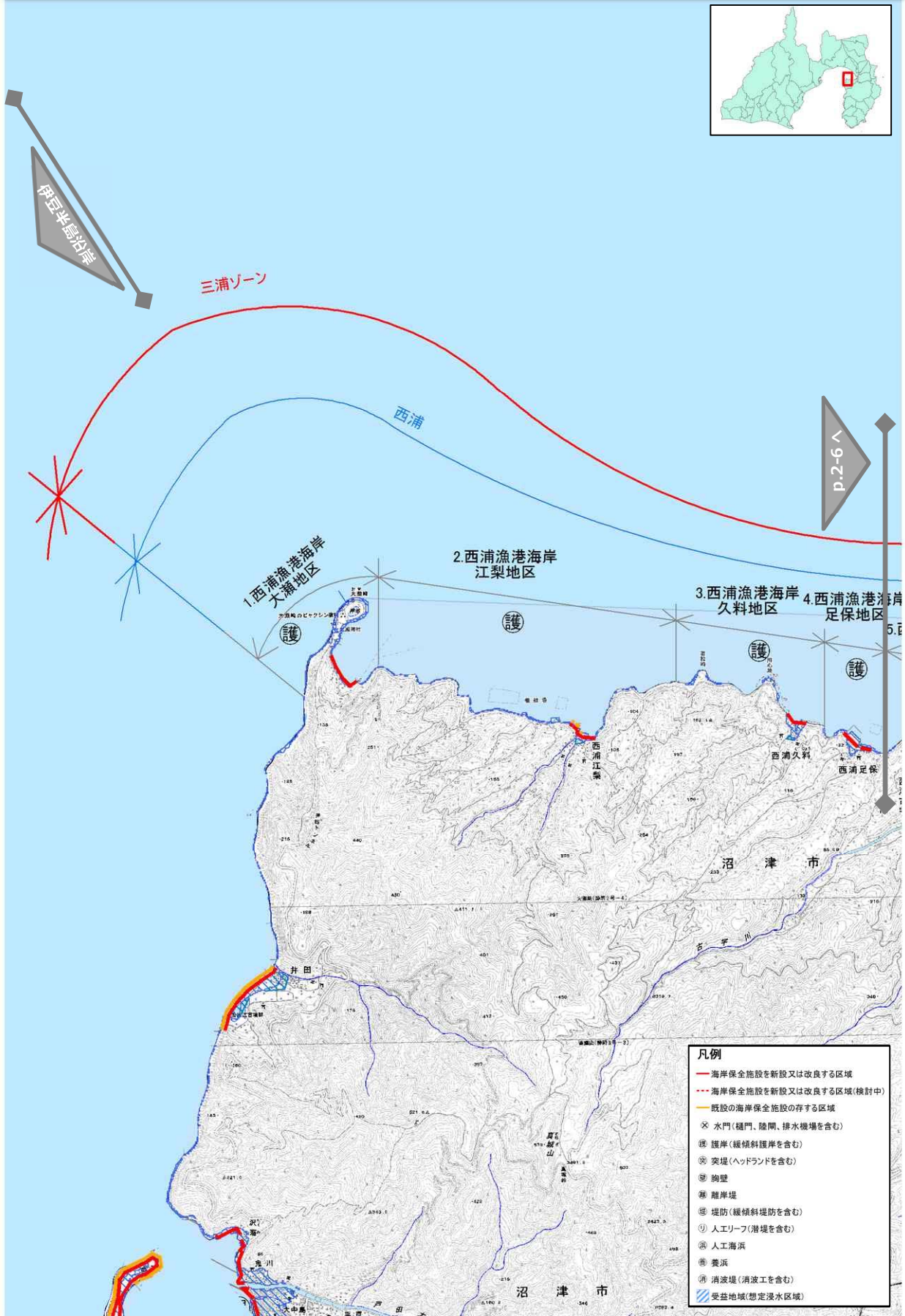
1. 2 整備内容

ゾーン	地域海岸名	配置					種類	受益地域			備考	
		区域			規模			地域	状況			
		番号	海岸名	地区名	延長 (m)	代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)						
三浦	西浦	1	西浦漁港海岸	大瀬	310	6.0	護岸	沼津市	大瀬	公園・緑地等	津波	
		2	西浦漁港海岸	江梨	290	6.0	護岸	沼津市	江梨	山林・荒地等	津波	
		3	西浦漁港海岸	久科	210	6.0	護岸	沼津市	久科	山林・荒地等	津波	
		4	西浦漁港海岸	足保	320	6.0	護岸	沼津市	足保	住宅地(点在)	津波	
		5	西浦漁港海岸	古宇	550	6.0	護岸	沼津市	古宇	住宅地(密集)	津波	
		6	西浦漁港海岸	立保	370	6.0	護岸	沼津市	立保	住宅地(点在)	津波	
		7	西浦漁港海岸	久連・平沢	1,170	6.0	護岸	沼津市	久連・平沢	農地 住宅地(点在)	津波	
		8	西浦漁港海岸	木負	990	6.0	護岸、胸壁	沼津市	木負	農地 住宅地(点在) 商業・業務用地	津波	
	内浦	9	内浦漁港海岸	重須	580	8.5	護岸、胸壁	沼津市	重須	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波	
		10	内浦漁港海岸	長浜・三津・小海	3,060	8.5	護岸、胸壁	沼津市	長浜・三津・小海	山林・荒地等 公園・緑地等	津波	
	江浦	11	内浦漁港海岸	重寺	1,460	7.5	護岸、胸壁	沼津市	重寺	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波	
		12	静浦漁港海岸	口野	950	7.5	堤防、胸壁、陸開	沼津市	口野	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波	
		13	静浦漁港海岸	多比	390	7.5	堤防、胸壁、水門、陸開	沼津市	多比	住宅地(点在)	津波	
		14	静浦漁港海岸	江浦	1,390	7.5	堤防	沼津市	江浦	住宅地(密集)	津波	
沼津	沼津	15	静浦漁港海岸	獅子浜	1,680	6.0	胸壁、陸開	沼津市	獅子浜	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波	
		16	静浦漁港海岸	馬込	320	6.0	胸壁、陸開	沼津市	馬込	住宅地(点在)	津波	
		17	静浦漁港海岸	志下	960	6.0	堤防、胸壁、陸開	沼津市	志下	住宅地(密集)	高潮、津波	
		18	沼津海岸	牛臥	1,330	6.0 ~ 7.5	堤防、水門、陸開	沼津市	牛臥	住宅地(密集)	津波	
富士	沼津海岸	19	我入道	我入道	740	6.5 ~ 8.0	堤防、護岸、陸開	沼津市	我入道	公園・緑地等	高潮、津波	
		20	千本	千本	1,060	5.0	堤防、胸壁、水門、陸開	沼津市	千本	工業用地 住宅地(点在) 商業・業務用地 公園・緑地等	津波	
富士・蒲原	富士海岸	21	沼津工区	沼津工区	4,770	9.0 ~ 17.0	養浜、離岸堤	沼津市	本～今沢	公園・緑地等	高潮	
		22	今沢	今沢	—	—	—	沼津市	今沢	公園・緑地等	高潮	
		23	原工区	原工区	5,520	17.0	養浜	沼津市	大塚～植田	公園・緑地等	高潮	
		24	吉原工区	吉原工区	4,080	17.0	土砂流出防止工、浸食対策工、養浜	富士市	沼田新田～今井	公園・緑地等	高潮	
		25	田子の浦海岸	吉原	—	—	—	富士市	鈴川	公園・緑地等	高潮	
		26	田子の浦海岸	富士	—	—	—	富士市	前田	公園・緑地等	高潮	
		27	富士工区	富士工区	4,300	17.0	堤防、離岸堤、養浜	富士市	富士工区	公園・緑地等	高潮	
		由比	28	蒲原工区	蒲原工区	4,270	12.0 ~ 15.0	離岸堤、堤防	静岡市	蒲原工区	住宅地(密集)	高潮
			29	蒲原海岸	蒲原	780	7.5	堤防	静岡市	蒲原	住宅地(密集)	高潮

ゾーン	地域海岸名	配置					種類	受益地域			備考
		区域			規模			地域	状況		
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)					
由比・興津	由比	30	由比海岸	由比①	1,080	7.5 ~ 8.5	護岸	静岡市	由比①	住宅地(密集)	高潮
		31	由比漁港海岸	今宿	820	7.5	堤防	静岡市	今宿	住宅地(密集)	高潮
		32	由比海岸	由比②	790	7.5	護岸	静岡市	由比②	住宅地(点在)	高潮
		33	西倉沢漁港海岸	倉沢	1,600	7.5	堤防	静岡市	倉沢	住宅地(点在)	高潮
		34	由比海岸	由比③	770	7.5	護岸	静岡市	由比③	住宅地(点在)	高潮
		35	興津海岸	興津	—	—	—	静岡市	興津	住宅地(点在)	高潮
		36	清水港海岸	新興津	1,900	7.0 ~ 7.5	護岸、堤防	静岡市	新興津	工業用地	高潮
清水港	清水	37	清水港海岸	興津	760	5.5	護岸	静岡市	興津	商業・業務用地、緑地	津波
		38	清水港海岸	袖師	3,330	4.0 ~ 6.5	護岸、胸壁、水門、陸閘	静岡市	袖師	工業用地、商業・業務用地、緑地	高潮、津波
清水・静岡	静岡	39	清水港海岸	江尻	1,870	4.0	胸壁、防潮堤、陸閘	静岡市	江尻	工業用地、商業・業務用地、住宅地	津波
		40	清水港海岸	日の出	2,790	4.0	胸壁、防潮堤、陸閘	静岡市	日の出	工業用地、商業・業務用地、住宅地	津波
		41	清水港海岸	富士見	1,290	4.0	胸壁、陸閘	静岡市	富士見	工業用地、商業・業務用地、住宅地	津波
		42	清水港海岸	折戸	850	4.0	堤防、胸壁、陸閘	静岡市	折戸	工業用地、商業・業務用地、住宅地、緑地	津波
		43	清水港海岸	塚間	3,490	4.0	胸壁、陸閘	静岡市	塚間	工業用地、商業・業務用地	津波
		44	清水港海岸	貝島	2,630	4.0	胸壁、陸閘	静岡市	貝島	工業用地、住宅地	津波
		45	清水港海岸	三保	2,060	4.0	胸壁、陸閘、護岸、堤防	静岡市	三保	公園・緑地等	津波
清水・静岡	静岡	46	清水海岸	三保	3,640	6.0 ~ 10.0	養浜、突堤、堤防	静岡市	三保	公園・緑地等	高潮
		47	清水海岸	折戸～蛇塚	5,380	8.5 ~ 9.5	養浜、堤防	静岡市	折戸～蛇塚	住宅地(点在)	津波
		48	静岡海岸	静岡	7,940	8.5	堤防	静岡市	静岡	住宅地(点在)	津波
		49	静岡海岸	広野	700	10.0	堤防	静岡市	広野	工業用地	高潮
		50	用宗漁港海岸	広野	930	7.0 ~ 8.0	堤防、護岸、陸閘、離岸堤	静岡市	広野	公園・緑地等	高潮
清水・静岡	静岡	51	用宗漁港海岸	用宗・石部	2,590	5.0 ~ 7.0	堤防、胸壁、陸閘、離岸堤	静岡市	用宗・石部	住宅地(点在)	高潮、津波
		52	焼津海岸	大崩	480	6.0	堤防	焼津市	大崩	住宅地(点在)	高潮

ゾーン	地域海岸名	配置					種類	受益地域			備考	
		区域			規模			地域	状況			
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)						
焼津・大井川	焼津	53	焼津漁港海岸	浜当目	840	6.0	堤防、陸開	焼津市	浜当目	住宅地 公園・緑地等	高潮	
		54	焼津漁港海岸	中港～石津	6,850	3.5 ~ 6.0	堤防、胸壁、陸開	焼津市	中港～石津	工業用地 住宅地 商業・業務用地 公園・緑地等	高潮、津波	
		55	焼津海岸	田尻	270	8.5	堤防	焼津市	田尻	公園・緑地等	高潮	
	志太榛原	駿河海岸	56	駿河海岸	焼津工区	3,600	6.5 ~ 8.5	堤防、離岸堤	焼津市	田尻北～一色	公園・緑地等	高潮
			57	駿河海岸	大井川工区	3,750	6.5	堤防、離岸堤	焼津市	下小杉～吉永	公園・緑地等	高潮
			58	大井川港海岸	利右衛門	3,170	5.0 ~ 6.5	堤防、胸壁、水門	焼津市	利右衛門	保安港区	高潮、津波
		大井川港海岸	59	飯淵	590	6.5	堤防	焼津市	飯淵	工業港区	高潮	
			60	駿河海岸	川尻工区	1,660	6.5	堤防、離岸堤	吉田町	川尻	住宅地(点在) 公園・緑地等	高潮
		61	吉田漁港海岸	住吉	1,090	6.0	胸壁、陸開、水門	吉田町	住吉	農地 住宅地(点在) 工業用地	高潮	
		62	駿河海岸	住吉工区	2,230	6.5	堤防	吉田町	住吉	農地 住宅地(点在)	高潮	
		63	駿河海岸	榛原工区	820	6.5	堤防	牧之原市	榛原細江	農地	高潮	
		64	榛原港海岸	静波	1,350	6.5	堤防、陸開	牧之原市	静波	農地 住宅地(点在)	高潮	
		片浜	65	榛原港海岸	鹿島	520	6.5	堤防、陸開	牧之原市	鹿島	農地	津波
			相良	66	相良海岸	片浜	2,420	6.5	堤防	牧之原市	片浜	農地 住宅地(点在)
67	相良港海岸	片浜		1,670	6.5	堤防、陸開、水門	牧之原市	片浜	住宅地(点在)	津波		
68	相良港海岸	相良		330	6.5	胸壁、陸開	牧之原市	相良	農地 住宅地(点在)	高潮		
相良須々木	69	相良港海岸	須々木	2,190	8.0	堤防、水門、陸開	牧之原市	須々木	住宅地(点在)	津波		
	相良須々木	70	相良海岸	須々木	4,100	10.0	堤防	牧之原市	須々木	農地、住宅地(点在)	津波	
71		地頭方漁港海岸	新庄	1,110	8.0 ~ 10.0	胸壁、護岸、陸開	牧之原市	新庄	工業用地 住宅地(点在)	津波		
御前崎	72	相良海岸	新庄	520	9.0 ~ 11.0	堤防	牧之原市	新庄	住宅地(点在)	津波		
	73	御前崎港海岸	御前崎下岬	4,300	7.0 ~ 11.0	堤防、胸壁、陸開	御前崎市	御前崎下岬	工業用地 住宅地(点在) 公園・緑地等	津波		

1.3 整備図



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

2-5

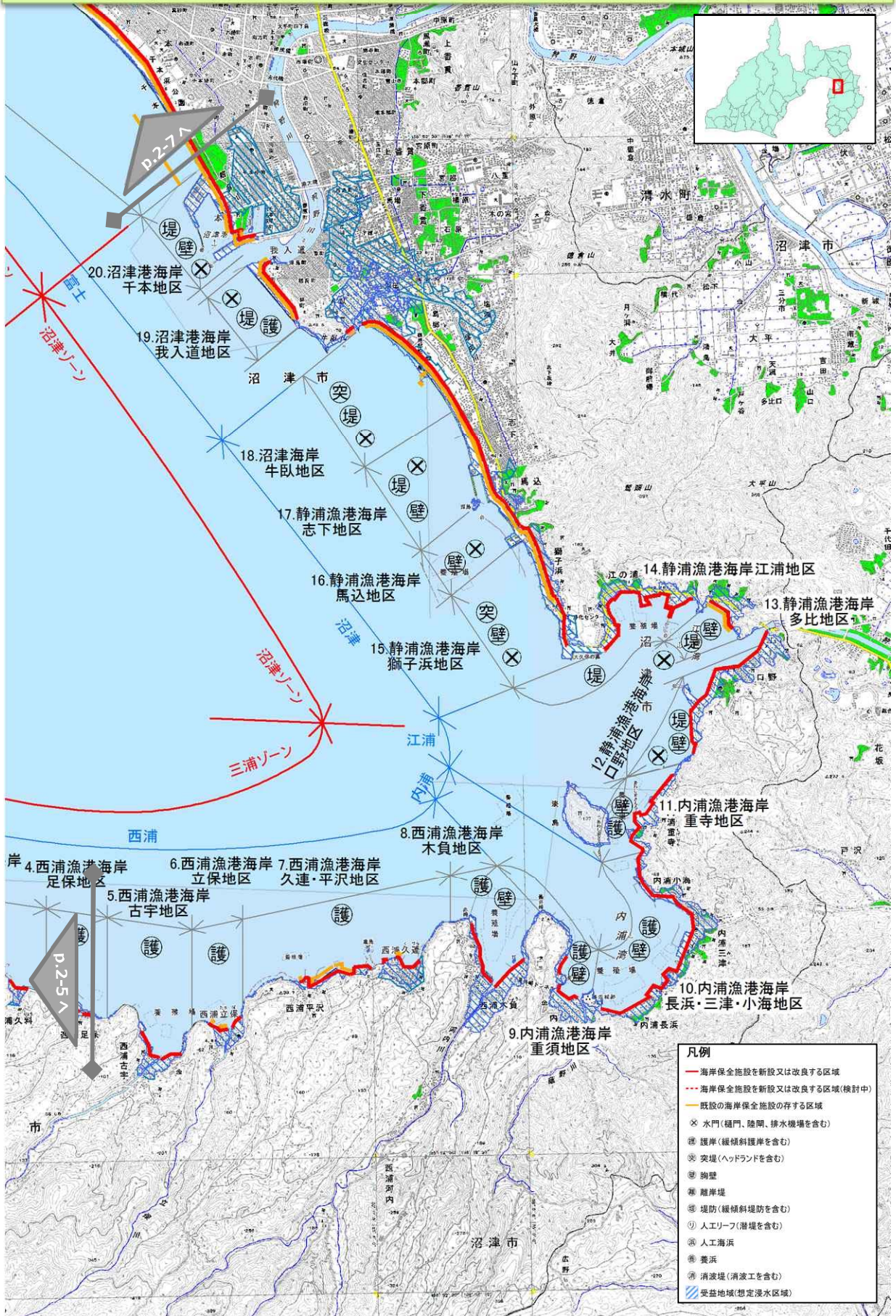


- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

駿河湾沿岸 整備図

(三浦ゾーン、沼津ゾーン：海岸 No5~20)

2/12



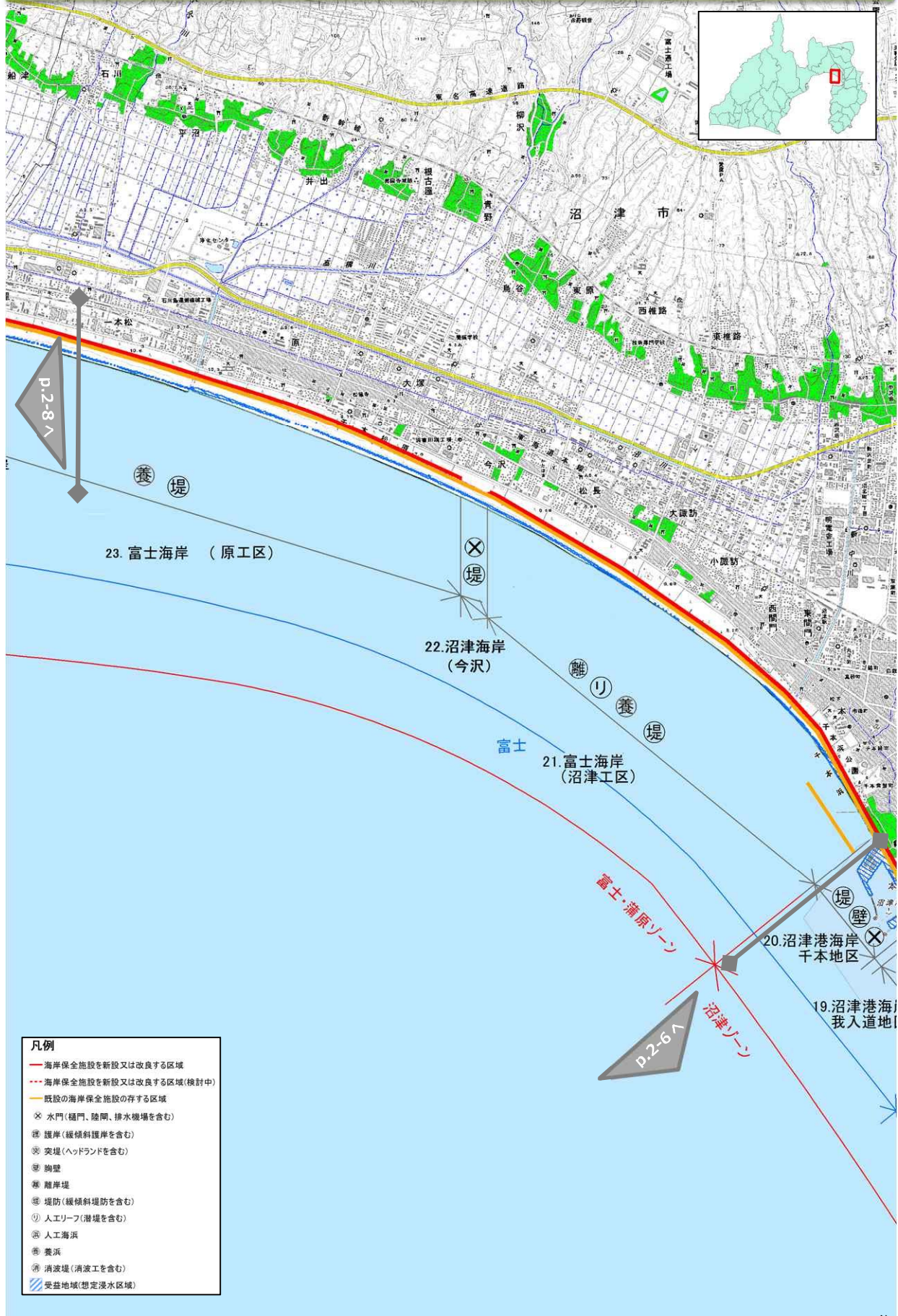
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km

駿河湾沿岸 整備図

(富士・蒲原ゾーン：海岸 No21~23)

3/12



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊗ 離岸堤
 - ⊕ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊙ 人工海浜
 - ⊕ 養浜
 - ⊕ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊕ 受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km

駿河湾沿岸 整備図

(富士・蒲原ゾーン：海岸 No23~25)

4/12



田子の浦港海岸 25.田子の浦港海岸
富士地区 吉原地区

24.富士海岸 (吉原工区)

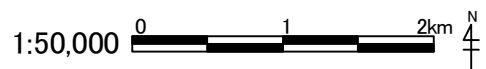
23.富士海岸
(原工区)

富士

富士・蒲原ゾーン

- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜場を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 整備図

(富士・蒲原ゾーン：海岸 No26~27)

5/12



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ④ 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

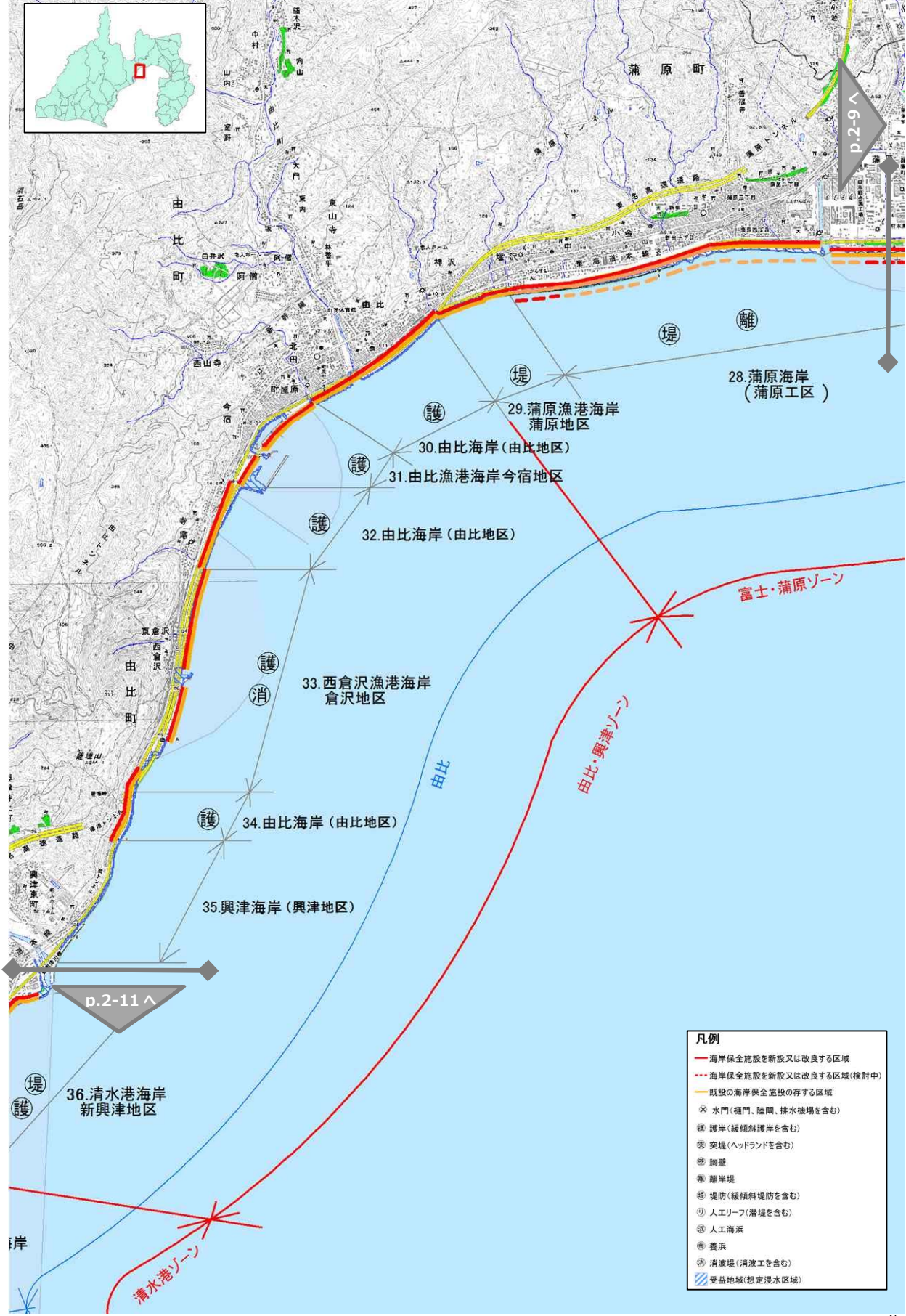
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 整備図

(富士・蒲原ゾーン、由比・興津ゾーン：海岸 No28~35)

6/12



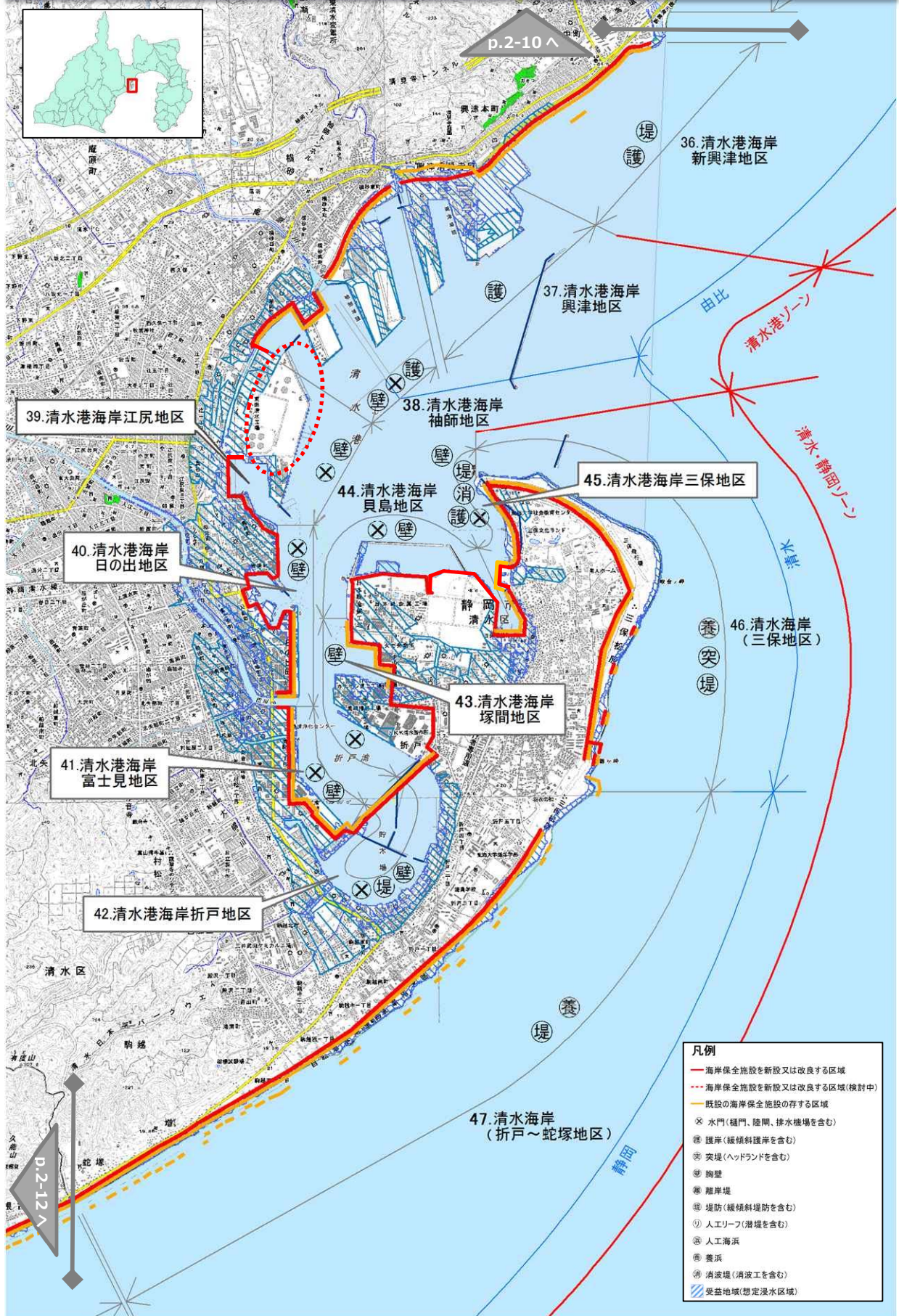
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 整備図

(由比・興津ゾーン、清水ゾーン、清水・静岡ゾーン：海岸 No36~47)

7/12



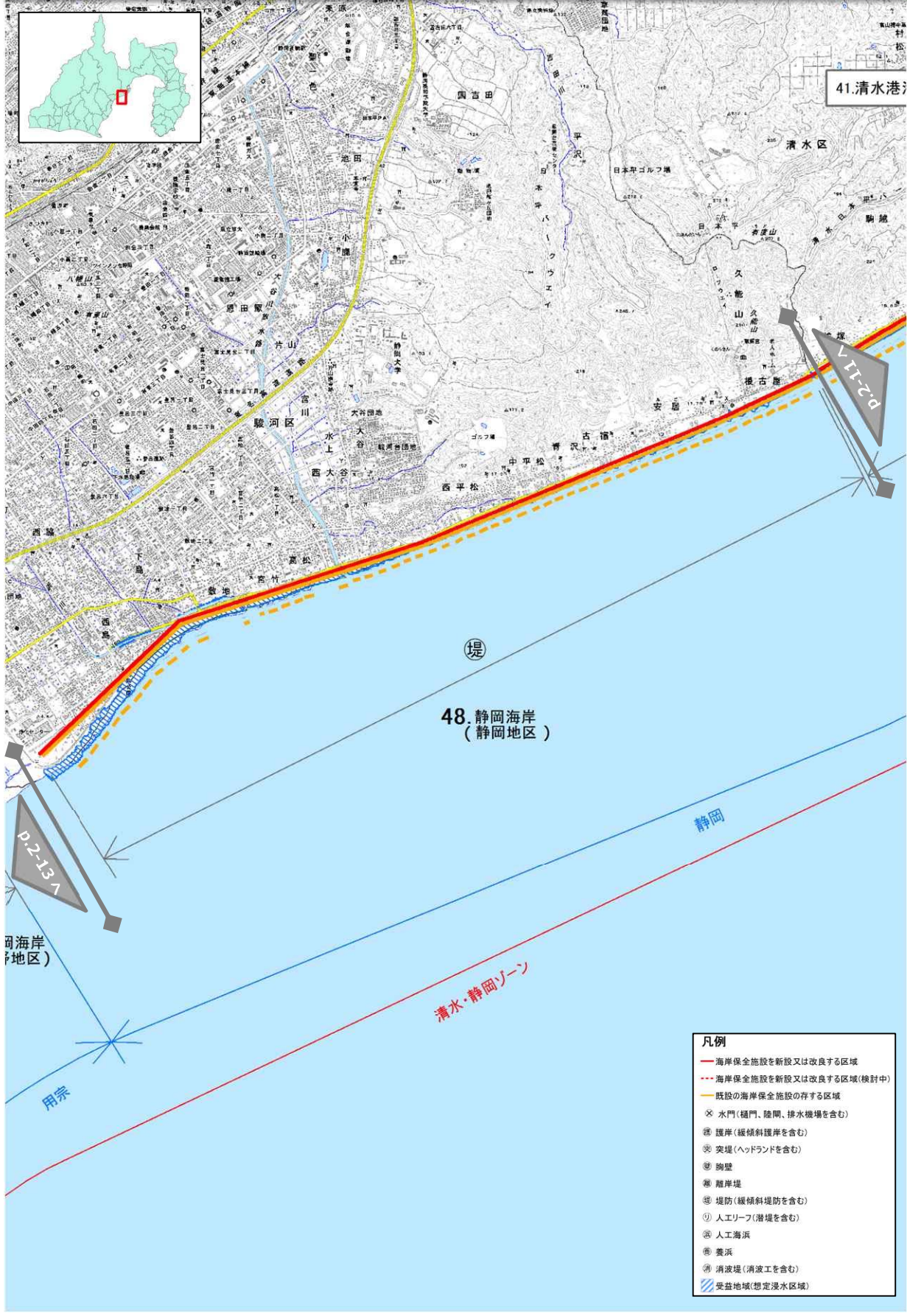
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 整備図

(清水・静岡ゾーン：海岸 No48)

8/12



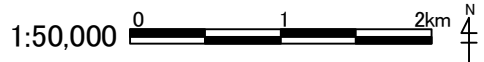
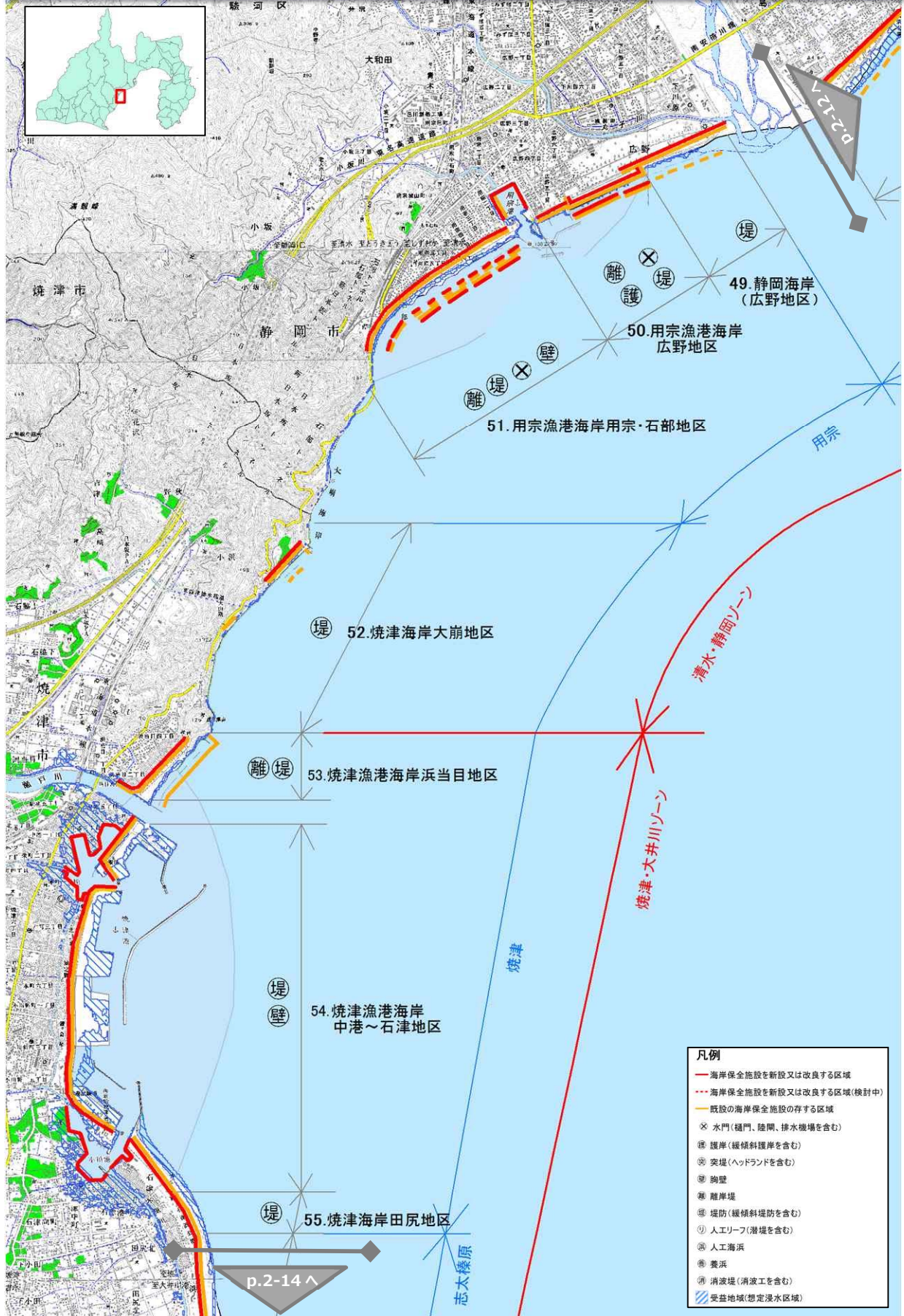
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 整備図

(清水・静岡ゾーン、焼津・大井川ゾーン：海岸 No49～55)

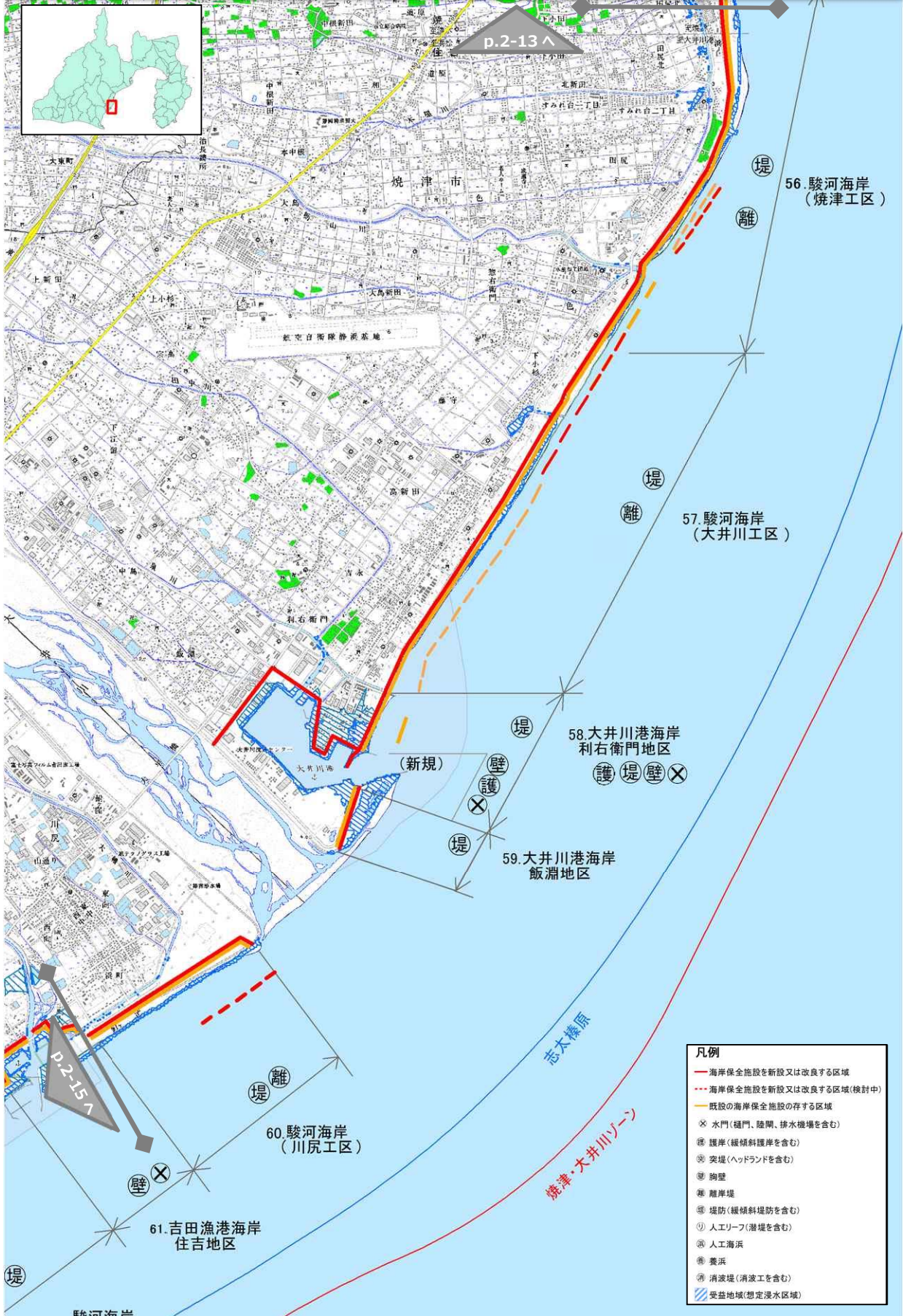
9/12



駿河湾沿岸 整備図

(焼津・大井川ゾーン：海岸 No56～60)

10/12



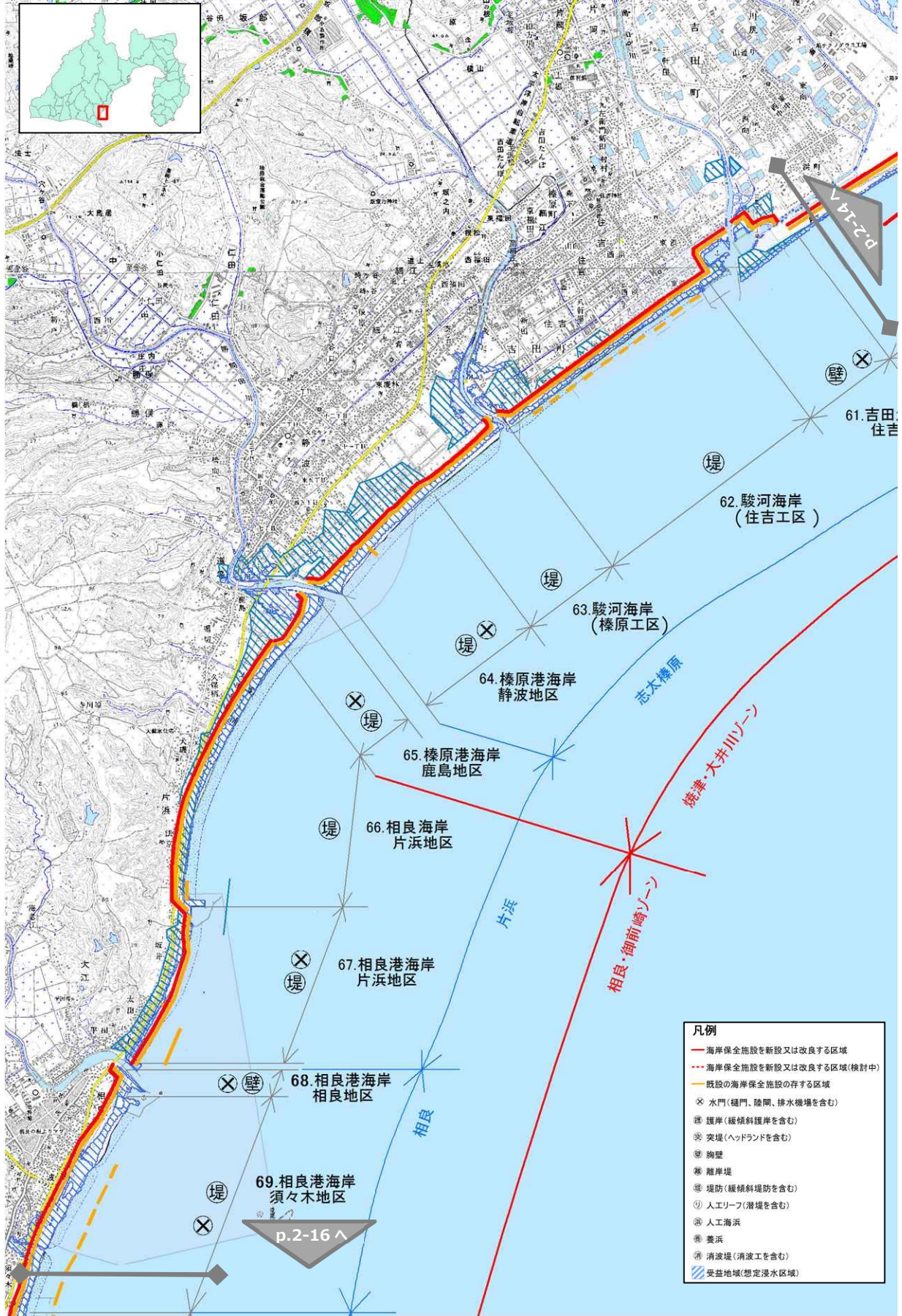
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km

駿河湾沿岸 整備図

(焼津・大井川ゾーン、相良・御前崎ゾーン：海岸 No61～69)

11/12



凡例	
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域
- - -	海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
—	既設の海岸保全施設の存する区域
⊗	水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
⊕	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊖	胸壁
⊗	離岸堤
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
①	人工リーフ(潜堤を含む)
⊖	人工海浜
⊕	養浜
⊕	消波堤(消波工を含む)
⊕	受益地域(想定浸水区域)

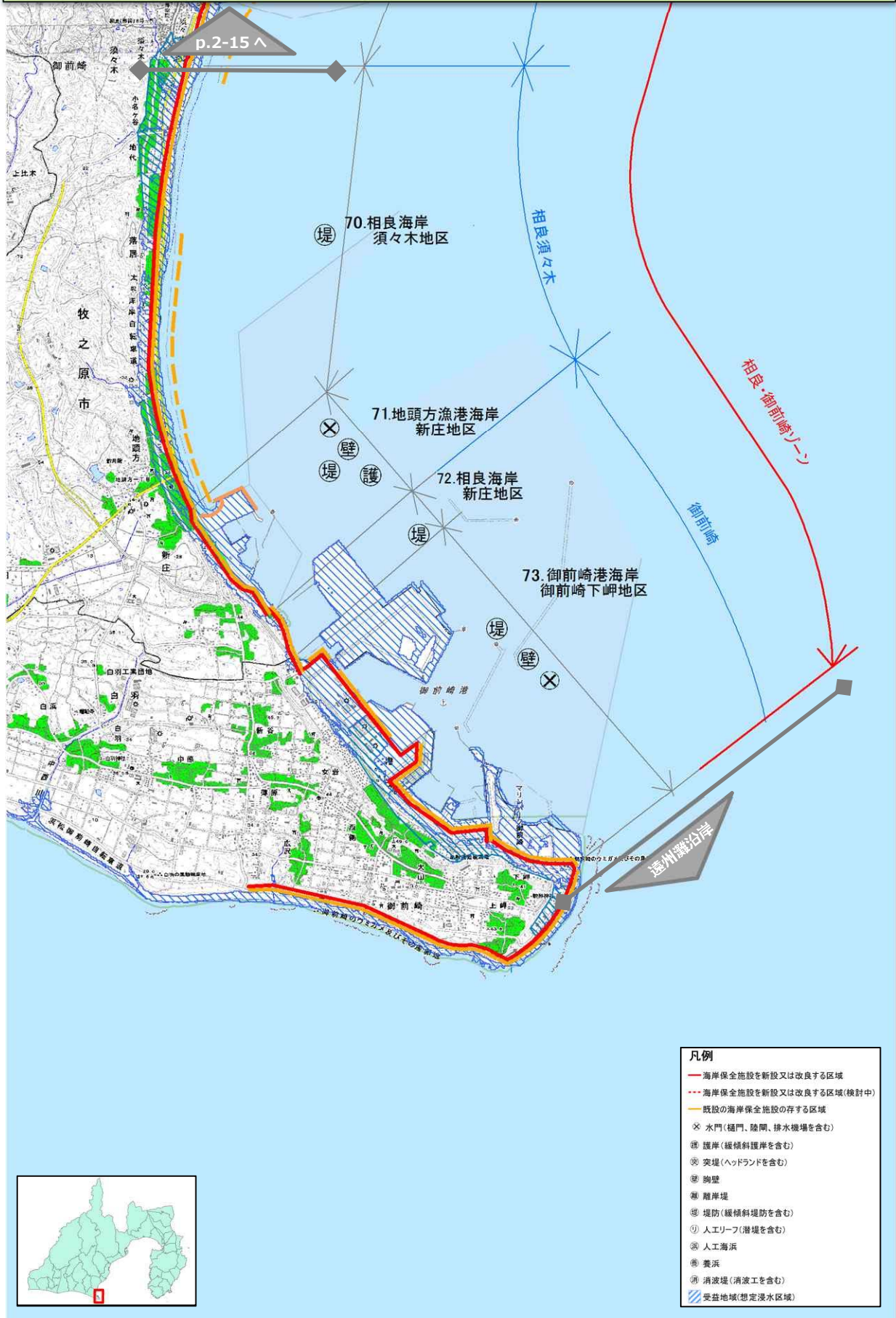
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



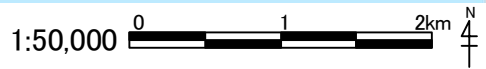
駿河湾沿岸 整備図

(相良・御前崎ゾーン：海岸 No70~73)

12/12



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

2.1 維持又は修繕の基本方針

海岸保全施設の維持又は修繕については、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設の存する区域と区域毎の維持又は修繕内容を定める。

なお、維持修繕内容、維持修繕図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

＜維持修繕内容、維持修繕図で示す事項＞

1. 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の存する区域(維持修繕対象区域)は、海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した維持修繕対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

前項で示した維持修繕対象区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法について整理した。

備考

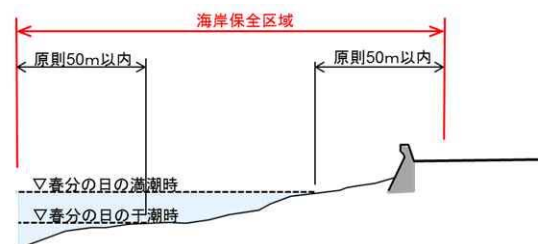
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50 cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方



2.2 維持修繕内容

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
三浦	西浦	1	西浦漁港海岸	大瀬	護岸	◎	—	—	310m	6.0	沼津市	大瀬	公園・緑地等
		2	西浦漁港海岸	江梨	護岸	◎	—	—	150m	6.0	沼津市	江梨	山林・荒地等
						○	140m	～ 3.5	140m	6.0			
		3	西浦漁港海岸	久料	護岸	◎	—	—	210m	6.0	沼津市	久料	山林・荒地等
		4	西浦漁港海岸	足保	護岸	◎	—	—	320m	6.0	沼津市	足保	住宅地(点在)
		5	西浦漁港海岸	古宇	護岸	◎	—	—	550m	6.0	沼津市	古宇	住宅地(密集)
		6	西浦漁港海岸	立保	護岸	◎	—	—	200m	6.0	沼津市	立保	住宅地(点在)
						○	170m	2.7 ～ 3.3	170m	6.0			
		7	西浦漁港海岸	久連・平沢	護岸	◎	—	—	680m	6.0	沼津市	久連・平沢	農地、住宅地(点在)
						○	500m	2.0 ～ 3.3	500m	6.0			
		8	西浦漁港海岸	木負	護岸・胸壁	◎	—	—	990m	6.0	沼津市	木負	農地、住宅地(点在)、商業・業務用地
		内浦	内浦漁港海岸	重須	護岸・胸壁	◎	—	—	580m	8.5	沼津市	重須	山林、荒地等 住宅地(点在)
◎	—					—	3,060m	8.5					
江浦	内浦漁港海岸	重寺	護岸・胸壁	◎	—	—	1,460m	7.5	沼津市	重寺	山林・荒地等 住宅地(点在)		
				◎	—	—	450m	7.5					
12	静浦漁港海岸	口野	堤防	◎	—	—	450m	7.5	沼津市	口野	山林・荒地等、住宅(点在)		
				◎	—	—	500m	7.5					
				◎	—	—	2基	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク大瀬崎ジオサイト大瀬崎「砂嘴の地形と神池」／大瀬崎南火道「大瀬崎火山の溶岩流と大瀬崎南火道」 大瀬崎のビャクシン群落の環境保全 大瀬崎のテツホシダ群落の環境保全	西浦漁港利用者の利便性 大瀬海水浴場利用者の利用
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性 ららサンビーチ利用者の利用
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	西浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	内浦漁港利用者の利便性
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	内浦漁港利用者の利便性 三津海水浴場利用者の利用
日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	内浦漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク静浦・内浦ジオサイト内浦	静浦漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況				
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	地域	状況		
三浦	江浦	13	静浦漁港海岸	多比	堤防	○	180m	～ 7.7	180m	7.5	沼津市	多比	住宅(点在)		
					胸壁	○	210m	～ 7.7	210m	7.5					
					水門	○	2基	—	2基	—					
					陸開	○	3基	—	3基	—					
		14	静浦漁港海岸	江浦	堤防	◎	—	—	1,390m	7.5	沼津市	江浦	住宅(密集)		
沼津	沼津	15	静浦漁港海岸	獅子浜	胸壁	◎	—	—	870m	6.0	沼津市	獅子浜	住宅(密集)		
						○	810m	～ 6.0	810m	6.0					
					突堤		5基	—	—	—					
					陸開	○	13基	—	13基	—					
				16	静浦漁港海岸	馬込	胸壁	○	320m	～ 6.0	320m	6.0	沼津市	馬込	住宅(密集)
							陸開	○	2基	—	2基	—			
		17	静浦漁港海岸	志下	堤防	○	580m	～ 6.3	580m	6.0	沼津市	志下	住宅(密集)		
					胸壁	○	380m	～ 6.0	380m	6.0					
					陸開	○	6基	—	6基	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			静浦漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集		静浦漁港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集		静浦漁港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集		静浦漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集		静浦漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
沼津	沼津	18	沼津海岸	牛臥	堤防	○	1,330m	6.0 ~ 6.2	1,330m	6.0 ~ 7.5	沼津市	牛臥	住宅(密集)
					突堤		1基	—	—	—			
					水門	○	1基	—	1基	—			
					陸開	○	2基	—	2基	—			
富士	沼津港海岸	19	我入道	堤防	○	660m	~ 7.8	660m	8.0	沼津市	我入道	公園・緑地等	
				護岸	○	80m	~ 4.6	80m	6.5				
				陸開	○	3基	—	3基	—				
富士	沼津港海岸	20	千本	堤防	○	620m	5.2 ~ 9.0	620m	5.0	沼津市	千本	工業用地、住宅地(点在)、商業・業務用地、公園・緑地等	
					◎	—	—	50m	5.0				
				胸壁	○	330m	~ 4.8	330m	5.0				
					◎	—	—	40m	5.0				
				水門	○	1基	—	1基	—				
				陸開	○	2基	—	2基	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>津波や高潮災害時の動作を確保するため、長寿命化計画に従い、点検及び適切な維持修繕を行う。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク千本浜・牛臥山ジオサイト牛臥山東「海岸の崖に見られる海底溶岩ドーム、大朝神社と日蓮の津波祈禱伝承」御用邸記念公園のクロマツ林の優れた景観	島郷海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>		伊豆半島ジオパーク千本浜・牛臥山ジオサイト我入道「古い漁村の街並み、狩野川河口と「びゅうお」の景観、岩場に見られる海底火山の断片」	
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>		伊豆半島ジオパーク千本浜・牛臥山ジオサイト千本浜と沼津港「「びゅうお」を始めとする津波対策施設、千本浜と「びゅうお」からの景観」	沼津港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
富士・蒲原	富士	21	富士海岸	沼津工区	養浜	○	—	—	—	—	沼津市	本～今沢	公園・緑地等
					離岸堤	◎	—	—	3基	—			
					堤防		4,770m	9.0 ~ 17.0	—	—			
					人工リーフ		400m	—	—	—			
	22	沼津海岸	今沢	堤防		370m	—	17.0	—	—	沼津市	今沢	公園・緑地等
				陸間		2基	—	—	—				
	23	富士海岸	原工区	堤防		5,520m	—	17.0	—	—	沼津市	大塚～植田	公園・緑地等
				養浜	○	—	—	—	—				
	24	富士海岸	吉原工区	堤防		4,080m	—	17.0	—	—	富士市	沼田新田～今井	公園・緑地等
				浸食対策工	○	450m	—	1,250m	—				
				土砂流出防止工	◎	—	—	460m	—				
				養浜	○	—	—	—	—				
				消波堤		18基	—	—	—				
	25	田子の浦海岸	吉原	堤防		1,000m	17.0 ~ 18.0	—	—	富士市	鈴川	公園・緑地等	
				突堤		8基	—	—	—				
離岸堤					1基	—	—	—					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>海岸巡視要綱に基づき、毎月1回の巡視を実施するほか、地震、波浪、高潮、津波等により海岸保全施設が被災する恐れのある場合等で必要な場合は緊急時点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設等の異常が確認され、施設機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		千本松原のクロマツ林の優れた景観	千本浜海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。</p> <p>クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		千本松原のクロマツ林の優れた景観	
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>海岸巡視要綱に基づき、毎月1回の巡視を実施するほか、地震、波浪、高潮、津波等により海岸保全施設が被災する恐れのある場合等で必要な場合は緊急時点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設等の異常が確認され、施設機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		千本松原のクロマツ林の優れた景観	
<p>海岸巡視要綱に基づき、毎月1回の巡視を実施するほか、地震、波浪、高潮、津波等により海岸保全施設が被災する恐れのある場合等で必要な場合は緊急時点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設等の異常が確認され、施設機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。</p> <p>クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	昭和41年9月台風26号により民家が被災したため、堤防嵩上した。		田子の浦港利用者の利便性 (仮称) 鈴川緑地公園利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。</p> <p>ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
富士・蒲原	富士	26	田子の浦港海岸	富士	堤防		1,120m	8.0 ~ 18.0	—	—	富士市	前田	公園・緑地等
					離岸堤		1基	—	—	—			
		27	富士海岸	富士工区	堤防		4,300m	12.0 ~ 17.0	—	—	富士市	富士工区	
					離岸堤	○	29基	—	9基	—			
			消波工		1基	—	—	—					
			養浜	○	—	—	—	—					
由比		28	蒲原海岸	蒲原工区	堤防	○	4,270m	12.0 ~ 15.0	4,270m	12.0 ~ 15.0	静岡市	蒲原工区	住宅地(密集)
					離岸堤	◎	—	—	13基	—			
							15基	—	—	—			
					消波工		23基	—	—	—			
					養浜		—	—	—	—			
					水門		1基	—	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>昭和41年9月台風26号により民家が被災したため、堤防嵩上した。</p>		<p>田子の浦港利用者の利便性 ふじのくに田子の浦みなと公園利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>海岸巡視要綱に基づき、毎月1回の巡視を実施するほか、地震、波浪、高潮、津波等により海岸保全施設が被災する恐れのある場合等で必要な場合は緊急時点検を実施する。海岸保全施設等の異常が確認され、施設機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>堤防前面の砂浜が浸食 昭和54年台風20号により被災 施設の背後に住宅地が密集</p>		
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	地域		状況
富士・蒲原 由比・興津	由比	29	蒲原漁港海岸	蒲原	堤防	○	780m	8.0 ~ 12.0	780m	7.5	静岡市	蒲原	住宅地(密集)
		30	由比海岸	由比①	護岸	○	1,080m	7.2 ~ 9.2	1,080m	7.5 ~ 8.5	静岡市	由比①	住宅地(密集)
		31	由比漁港海岸	今宿	堤防	○	820m	~ 6.5	820m	7.5	静岡市	今宿	住宅地(密集)
		32	由比海岸	由比②	護岸	○	790m	~ 7.7	790m	7.5	静岡市	由比②	住宅地(点在)
		33	西倉沢漁港海岸	倉沢	堤防	○	1,600m	~ 7.5	1,600m	7.5	静岡市	倉沢	住宅地(点在)
		34	由比海岸	由比③	護岸	○	770m	6.7	770m	7.5	静岡市	由比③	住宅地(点在)
		35	興津海岸	興津	堤防		—	6.7 ~ 7.5	—	—	静岡市	興津	住宅地(点在)
		36	清水港海岸	新興津	護岸、堤防	○	1,900m	6.9 ~ 7.5	1,900m	7.0 ~ 7.5	静岡市	新興津	工業用地

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
1年に1度の定期点検及び、波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		浦原漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		
1年に1度の定期点検及び、波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		由比漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
1年に1度の定期点検及び、波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			西倉沢漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			清水港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
清水港	由比	37	清水港海岸	興津	護岸	○	760m	～ 3.2	760m	5.5	静岡市	興津	商業・業務用地、緑地
		38	清水港海岸	袖師	護岸	○	1,050m	3.9 ～ 6.2	1,050m	4.0 ～ 6.5	静岡市	袖師	工業用地、商業・業務用地、緑地
					胸壁	◎	—	—	1,430m	4.0			
						○	860m	3.2 ～ 3.7	860m	4.0			
					陸開	○	3基	—	3基	4.0			
					水門	○	3基	—	3基	—			
清水	39	清水港海岸	江尻	胸壁	◎	—	—	610m	4.0	静岡市	江尻	工業用地、商業・業務用地	
				防潮堤	◎	—	—	1,260m	4.0				
				陸開	◎	—	—	14基	4.0				
	40	清水港海岸	日の出	胸壁	○	790m	～ 3.2	790m	4.0	静岡市	日の出	工業用地、商業・業務用地、住宅地	
				防潮堤	◎	—	—	2,000m	4.0				
				陸開	○	9基	—	9基	4.0				
				◎	—	—	4基	4.0					
41	清水港海岸	富士見	胸壁	○	1,290m	～ 3.2	1,290m	4.0	静岡市	富士見	工業用地、商業・業務用地、住宅地		
			水門		1基	—	—	—					
			陸開	○	23基	—	23基	4.0					

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>江尻・日の出地区津波防護施設整備計画（案）に基づいた整備を行う。</p>		清水港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>江尻・日の出地区津波防護施設整備計画（案）に基づいた整備を行う。</p>		清水港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況				
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況			
清水港	清水	42	清水港海岸	折戸	堤防	○	710m	～ 3.5	710m	4.0	静岡市	折戸	工業用地、商業・業務用地、住宅地、緑地		
					胸壁	○	140m	～ 3.5	140m	4.0					
					陸開	○	4基	—	4基	4.0					
		43	清水港海岸	塚間	胸壁	◎	—	—	—	2,530m	4.0	静岡市		塚間	工業用地、商業・業務用地
						○	960m	～ 3.7	960m	4.0					
						陸開	○	2基	—	2基	4.0				
		44	清水港海岸	貝島	胸壁	◎	—	—	—	1,650m	4.0	静岡市		貝島	工業用地、住宅地
						○	980m	～ 3.7	980m	4.0					
						陸開	○	4基	—	4基	4.0				
	45	清水港海岸	三保	胸壁	○	630m	～ 3.7	630m	4.0	静岡市	三保	公園・緑地等			
					堤防	○	930m	～ 3.0	930m				4.0		
					護岸	○	510m	～ 3.7	510m				4.0		
					消波堤		1基	—	—				—		
					陸開	○	14基	—	14基				4.0		

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			清水港利用者の利便性 三保海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
清水・静岡	清水	46	清水海岸	三保	堤防	○	3,640m	6.0 ~ 12.0	3,640m	6.0 ~ 10.0	静岡市	三保	公園・緑地等
					突堤	◎	—	—	1基	—			
							1基	—	—	—			
					消波堤		4基	—	—	—			
					離岸堤		2基	—	—	—			
静岡	47	清水海岸	折戸～蛇塚	堤防	○	5,380m	~ 7.2	5,380m	8.5 ~ 9.5	静岡市	折戸～蛇塚	住宅地(点在)	
				離岸堤		27基	—	—	—				
	48	静岡海岸	静岡	堤防	○	7,940m	6.9 ~ 7.2	7,940m	8.5	静岡市	静岡	住宅地(点在)	
				離岸堤		55基	—	—	—				
用宗	49	静岡海岸	広野	堤防	○	700m	~ 10.0	700m	10.0	静岡市	広野	工業用地	
				消波工		5基	~ 10.0	—	10.0				
				離岸堤		5基	—	—	—				
				陸閘		4基	—	—	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設前面の砂浜が侵食傾向	アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	世界文化遺産「富士山」構成資産～三保の松原～の優れた景観
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設前面の砂浜が侵食傾向	アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設前面の砂浜が侵食傾向	アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			広野海浜公園利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
清水・静岡	用宗	50	用宗漁港海岸	広野	堤防	○	30m	～ 7.0	30m	7.0	静岡市	広野	公園・緑地等
					護岸	○	910m	～ 11.0	910m	8.0			
					陸間	○	17基	—	17基	—			
					離岸堤	○	6基	—	6基	—			
	用宗	51	用宗漁港海岸	用宗・石部	堤防	○	1,790m	～ 7.0	1,790m	7.0	静岡市	用宗・石部	住宅地(点在)
					胸壁	◎	260m	～ 3.0	810m	5.0			
					陸間	○	8基	—	8基	—			
					離岸堤	○	16基	—	16基	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
1年に1度の定期点検及び、波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			用宗漁港利用者の利便性
1年に1度定期点検を実施し、異常を確認した場合は、必要な措置をとる。			
波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
1年に1度の定期点検及び、波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			用宗漁港利用者の利便性 用宗海水浴場利用者の利用
1年に1度定期点検を実施し、異常を確認した場合は、必要な措置をとる。			
波浪警報解除後及び震度5強の地震の後等、必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
清水・静岡	焼津	52	焼津海岸	大崩	堤防	○	480m	～ 6.0	480m	6.0	焼津市	大崩	住宅地(点在)
					離岸堤		3基	—	—	—			
焼津・大井川	焼津	53	焼津漁港海岸	浜当目	堤防	○	840m	6.5 ～ 8.0	840m	6.0	焼津市	浜当目	住宅地、公園・緑地等
					陸開	○	5基	—	5基	—			
					離岸堤		1基	—	—	—			
焼津・大井川	焼津	54	焼津漁港海岸	中港～石津	堤防	○	3,760m	6.0 ～ 8.1	3,760m	6.0	焼津市	中港～石津	工業用地 住宅地 商業・ 業務用地 公園・緑地等
					陶壁	○	140m	～ 6.0	140m	6.0			
						◎	—	—	2,950m	3.5			
					陸開	○	9基	—	9基	—			
		55	焼津海岸	田尻	堤防	○	270m	～ 8.2	270m	8.5	焼津市	田尻	公園・緑地等

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			焼津漁港利用者の利便性 浜当目海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			焼津漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			焼津漁港海岸利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
焼津・大井川	志太様原	56	駿河海岸	焼津工区	堤防	○	3,600m	6.2 ~ 8.2	3,600m	6.5 ~ 8.5	焼津市	田尻北～一色	公園・緑地等
					離岸堤	◎	—	—	6基	—			
					養浜	—	—	—	—				
					離岸堤	—	2基	—	—				
					消波工	—	16基	—	—				
		57	駿河海岸	大井川工区	堤防	○	3,750m	~ 6.2	3,750m	6.5			
					離岸堤	◎	—	—	5基	—			
					養浜	—	—	—	—				
					離岸堤	—	6基	—	—				
					消波工	—	23基	—	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>堤防前面の砂浜が浸食 昭和54年台風20号により被災</p>		
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>堤防前面の砂浜が浸食 昭和54年台風20号により被災</p>		
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
焼津・大井川	志太様原	58	大井川港海岸	利右衛門	堤防	○	570m	5.6 ~ 6.2	570m	6.0 ~ 6.5	焼津市	利右衛門	保安港区
					胸壁	◎	—	—	2,540m	5.0			
					護岸	◎	—	—	60m	5.0			
					消波工		360m	—	—	—			
					突堤		130m	—	—	—			
					離岸堤		1,050m	—	—	—			
					水門	◎	—	—	1基	—			
					陸開		1基	—	—	—			
		59	大井川港海岸	飯淵	堤防	○	590m	~ 6.0	590m	6.5	焼津市	飯淵	工業港区
					消波工		500m	—	—	—			
					陸開		1基	—	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>定期的に港湾パトロール（陸上）及び海上パトロール（海上）を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			大井川港利用者の利用
<p>定期的に海上パトロール（海上）を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>定期的に港湾パトロール（陸上）及び海上パトロール（海上）を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			大井川港利用者の利用
<p>定期的に海上パトロール（海上）を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域		状況
焼津・大井川	志太様原	60	駿河海岸	川尻工区	堤防	○	1,660m	～ 6.2	1,660m	6.5	吉田町	川尻	住宅地(点在)、公園・緑地等
					離岸堤	◎	—	—	5基	—			
					消波工		2基	—	—	—			
	61	吉田漁港海岸	住吉	胸壁	○	990m	～ 6.0	990m	6.0	吉田町	住吉	農地、住宅地(点在)、工業用地	
				陸開	○	9基	—	9基	—				
				水門	○	1基	—	1基	—				
	62	駿河海岸	住吉工区	堤防	○	2,230m	～ 6.2	2,230m	6.5	吉田町	住吉	農地、住宅地(点在)	
				消波工		25基	—	—	—				
	63	駿河海岸	榛原工区	堤防	○	820m	～ 6.2	820m	6.5	牧之原市	榛原細江	農地	
	64	榛原港海岸	静波	堤防	○	1,350m	～ 6.2	1,350m	6.5	牧之原市	静波	農地、住宅地(点在)	
				陸開	○	5基	—	5基	—				
				突堤		1基	—	—	—				

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
<p>毎月1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	吉田漁港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	なぎさリフレッシュ事業による海辺利用者
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するための必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観	榛原港利用者の利便性 前浜海水浴場利用者の利用 静波海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	地域	状況
焼津・大井川	片浜	65	榑原港海岸	鹿島	堤防	○	520m	～ 6.2	520m	6.5	牧之原市	鹿島	農地
					陸開	○	1基	—	1基	—			
相良・御前崎	66	相良海岸	片浜	堤防	○	2,420m	～ 6.2	2,420m	6.5	牧之原市	片浜	農地、住宅地(点在)	
				消波工		640m	—	—	—				
				水門		4基	—	4基	—				
				陸開		21基	—	—	—				
	67	相良港海岸	片浜	堤防	○	1,670m	～ 6.2	1,670m	6.5	牧之原市	片浜	住宅地(点在)	
				陸開	○	4基	—	4基	—				
				水門	○	1基	—	1基	—				
				突堤		1基	—	—	—				
				潜堤		1基	—	—	—				
				胸壁	○	330m	～ 6.2	330m	6.5				牧之原市
陸開	○	4基	—	4基	—								

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			<p>榛原港利用者の利便性 鹿島海水浴場利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>津波や高潮災害時の動作を確保するため、長寿命化計画に従い、点検及び適切な維持修繕を行う。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			<p>片浜海水浴場利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>平成21年台風18号により被災</p>	<p>御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観</p>	<p>相良港利用者の利便性</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観</p>	<p>相良港利用者の利便性</p>

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)	地域	地域	状況
相良・御前 崎	相良	69	相良港海岸	須々木	堤防	○	2,190m	4.6 ~ 6.2	2,190m	8.0	牧之原市	須々木	農地、住宅地(点在)
					水門	○	2基	~ 6.2	2基	8.0			
					陸開	○	8基	—	8基	—			
					離岸堤		7基	—	—	—			
相良須々木	相良海岸	70	相良海岸	須々木	堤防	○	4,100m	6.2 ~ 7.2	4,100m	10.0	牧之原市	須々木	農地、住宅地(点在)
					離岸堤		11基	—	—	—			
					水門		1基	—	1基	—			
					陸開		12基	—	—	—			
御前崎	相良海岸	71	地頭方漁港海岸	新庄	胸壁	○	580m	~ 6.2	580m	8.0	牧之原市	新庄	工業用地、住宅地(点在)
					護岸	○	540m	~ 6.2	540m	10.0			
							650m	~ 4.1	—	—			
					堤防		140m	~ 4.1	—	—			
					陸開	○	7基	—	3基	—			
御前崎	相良海岸	72	相良海岸	新庄	堤防	○	520m	6.2 ~ 7.2	520m	9.0 ~ 11.0	牧之原市	新庄	住宅地(点在)
					陸開		1基	—	—	—			

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	相良港利用者の利便性 相良海水浴場利用者の利用
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>津波や高潮災害時の動作を確保するため、長寿命化計画に従い、点検及び適切な維持修繕を行う。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			地頭方漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	延長等	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	地域	状況	
相良・御前崎	御前崎	73	御前崎港海岸	御前崎下岬	堤防	○	2,660m	5.5 ~ 7.3	2,660m	7.0 ~ 11.0	御前崎市	御前崎下岬	農地、工業用地 住宅地 (点在)
					胸壁	○	1,650m	5.6 ~ 7.4	1,650m	7.0 ~ 11.0			
					消波工		1基	—	—	—			
					陸開	○	14基	—	14基	—			
					水門		1基	—	—	—			

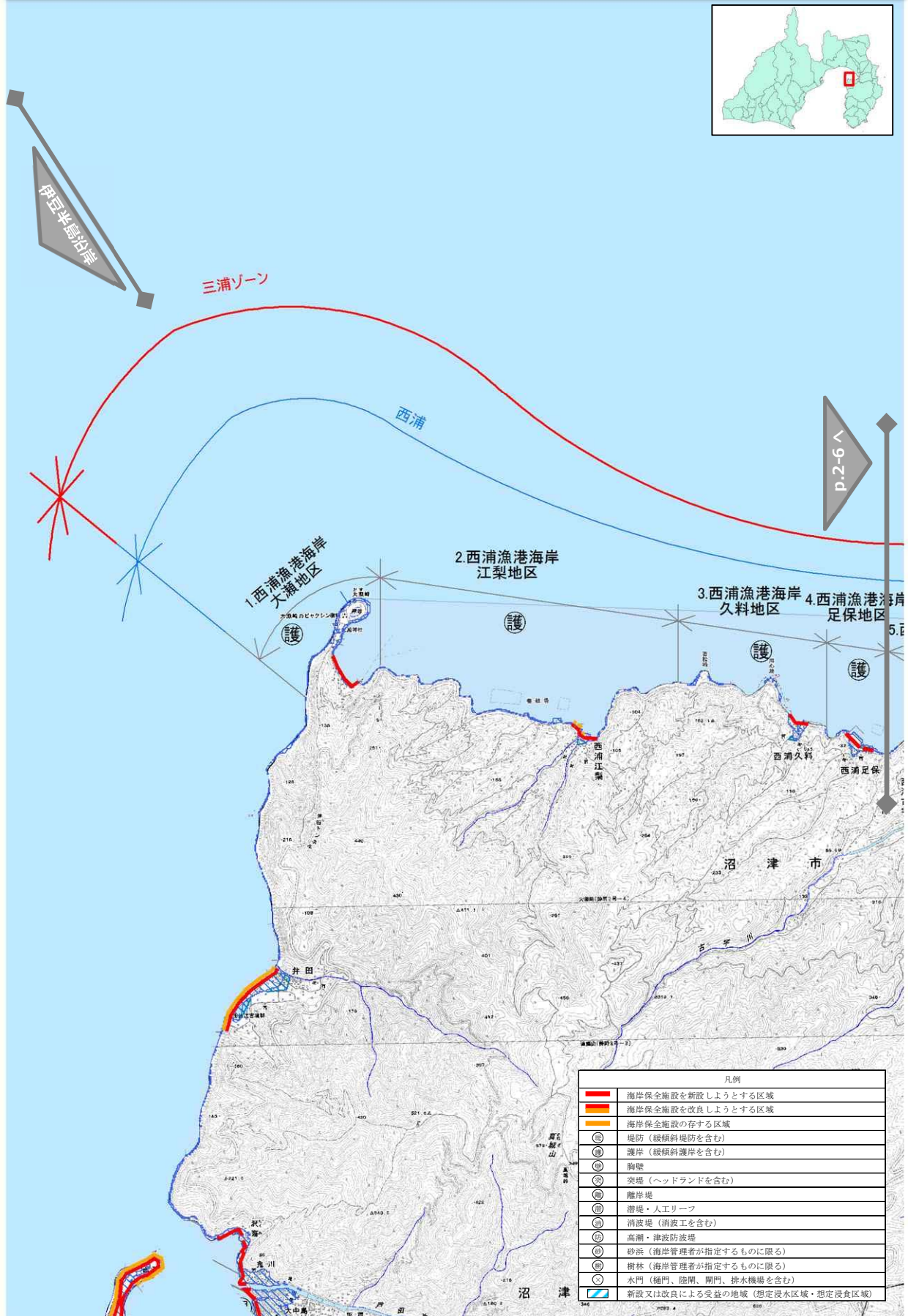
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防御	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		<p>御前崎遠州灘県立自然公園の優れた景観 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全</p>	<p>御前崎港利用者の利便性 御前崎海水浴場利用者の利用</p>
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

2.3 維持管理図

駿河湾沿岸 維持修繕図

(三浦ゾーン：海岸 No1~4)

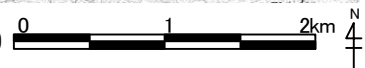
1/12



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

2-52

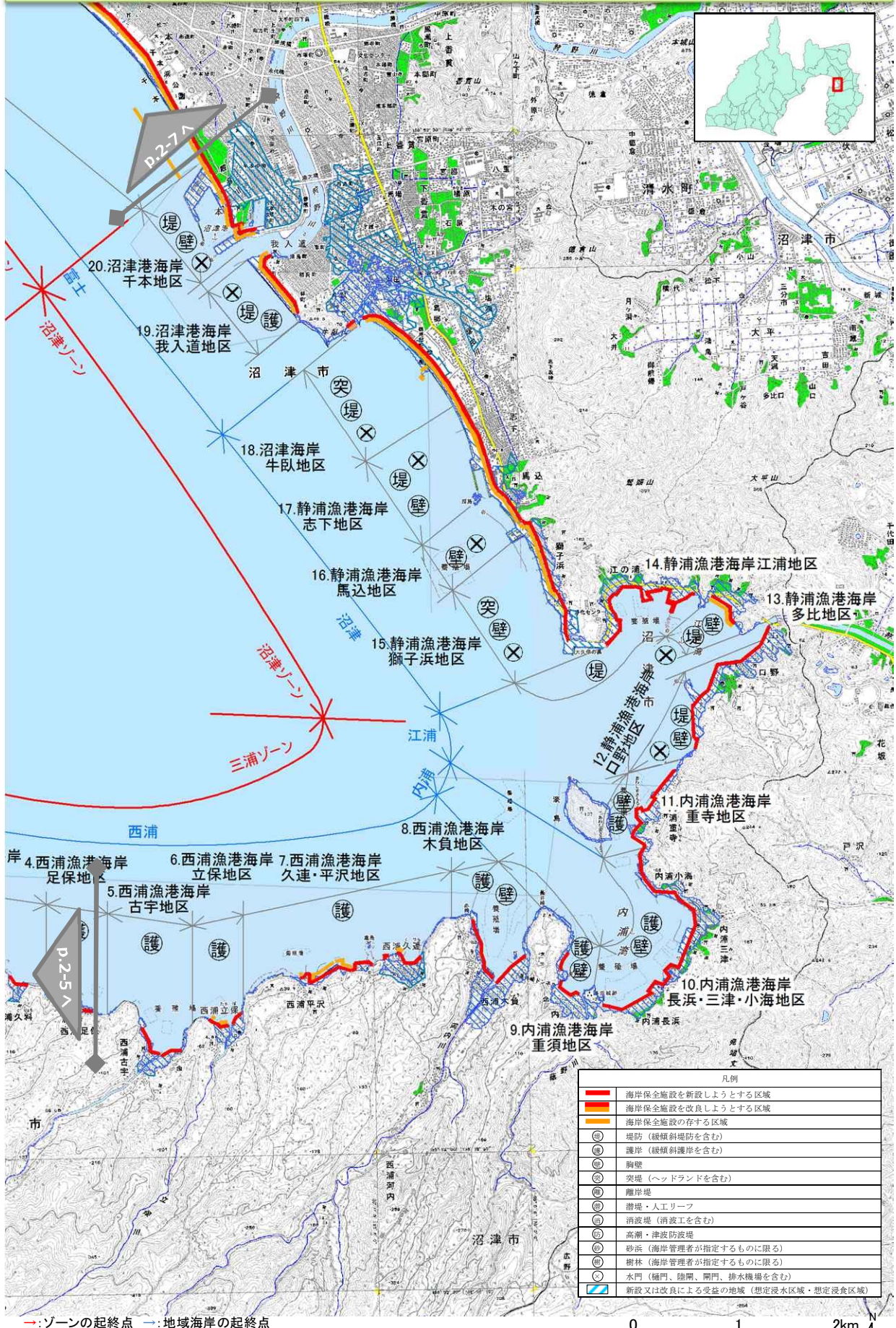
1:50,000



駿河湾沿岸 維持修繕図

(三浦ゾーン、沼津ゾーン：海岸 No5~20)

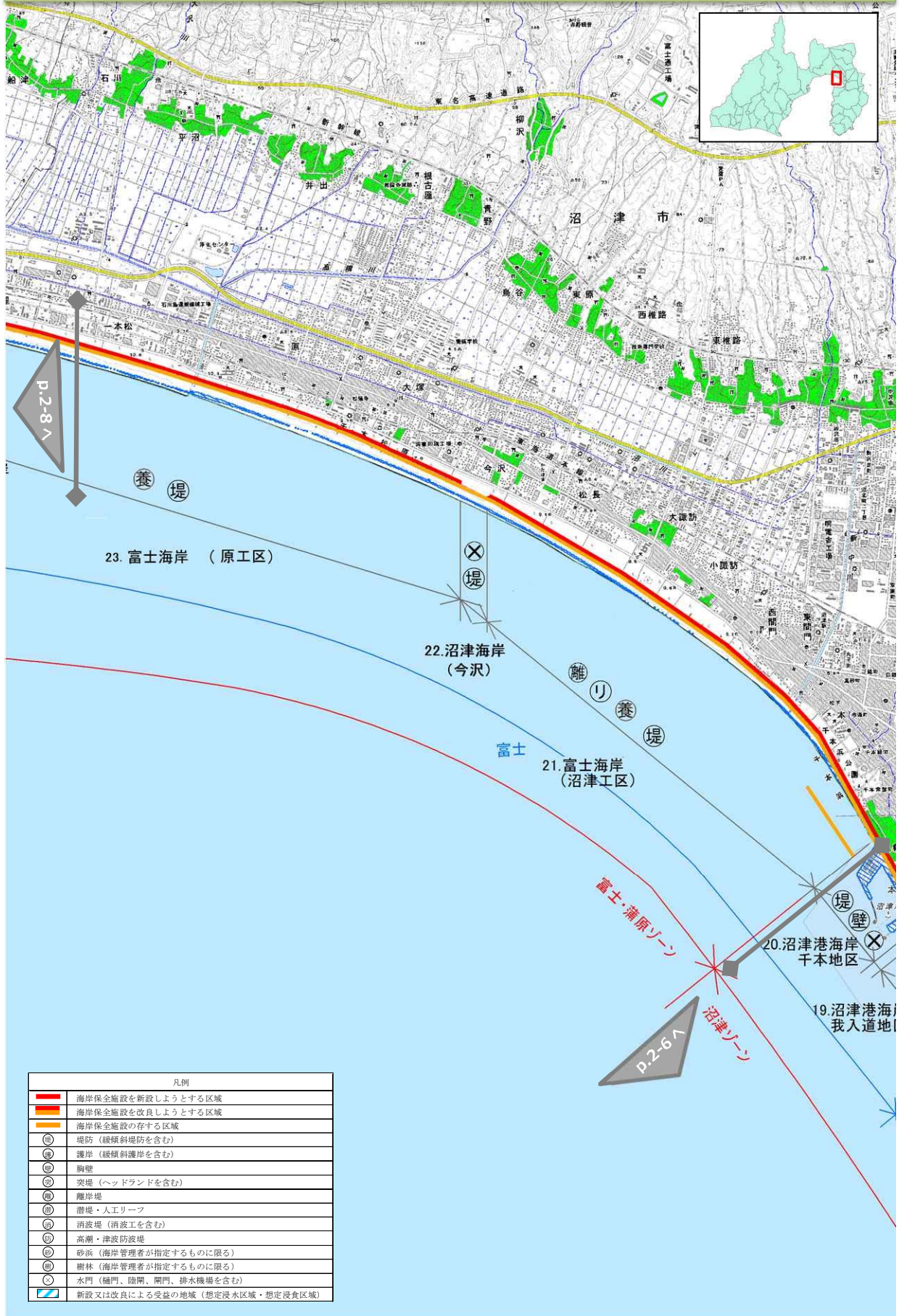
2/12



駿河湾沿岸 維持修繕図

(富士・蒲原ゾーン：海岸 No21~23)

3/12



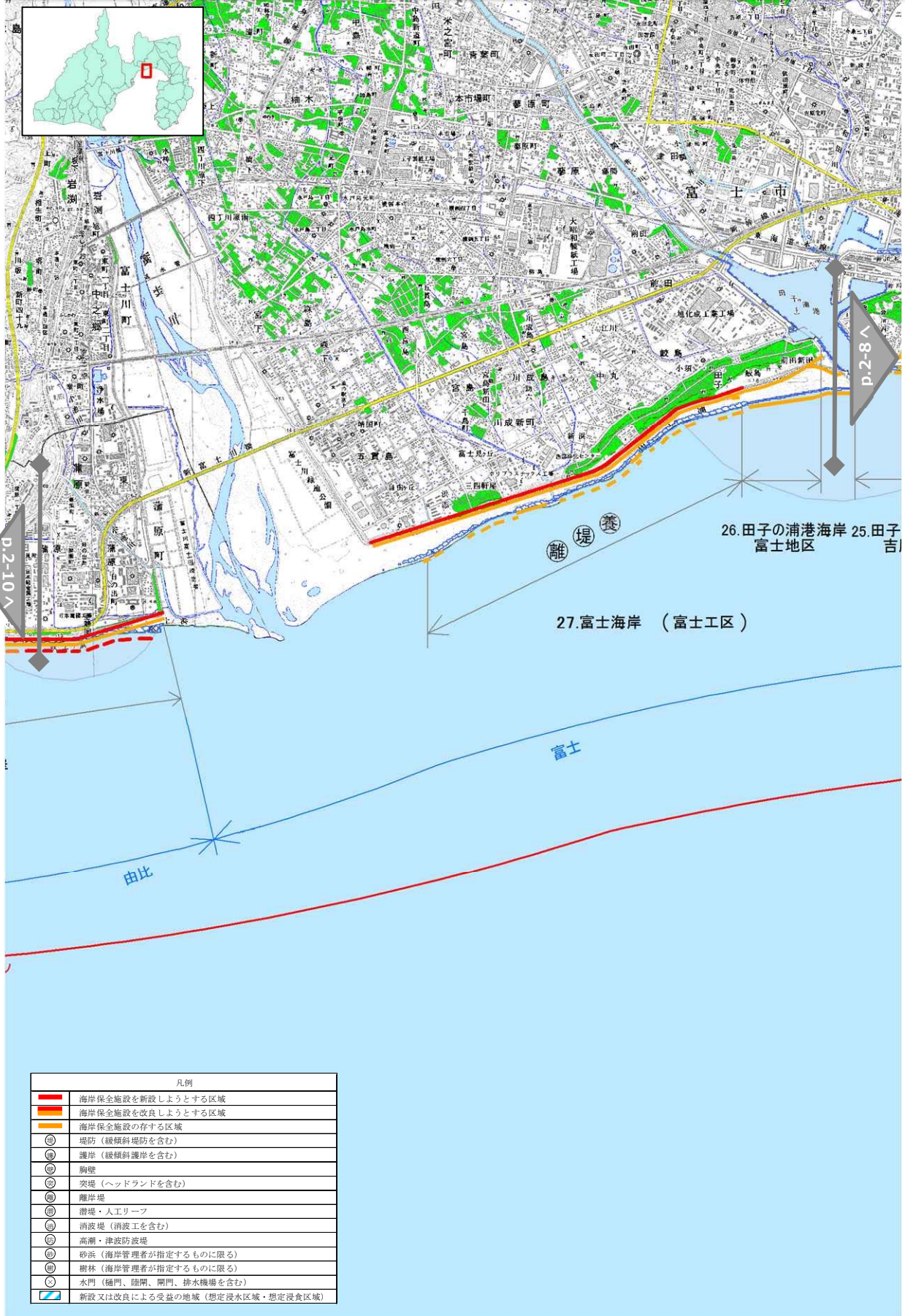
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 維持修繕図

(富士・蒲原ゾーン：海岸 No26~27)

5/12



凡例

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	遊堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高瀬・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

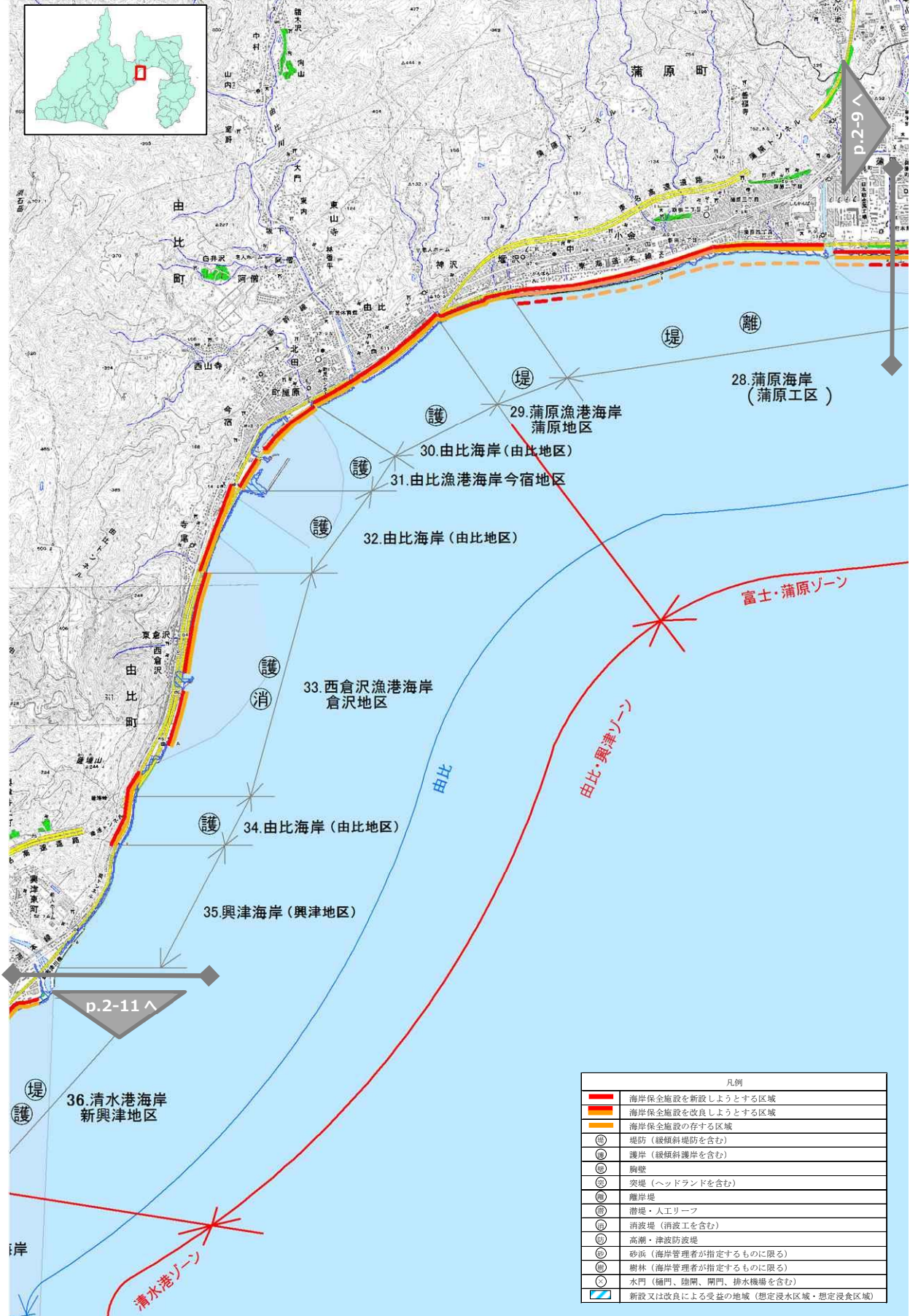
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 維持修繕図

(富士・蒲原ゾーン、由比・興津ゾーン：海岸 No28~35)

6/12



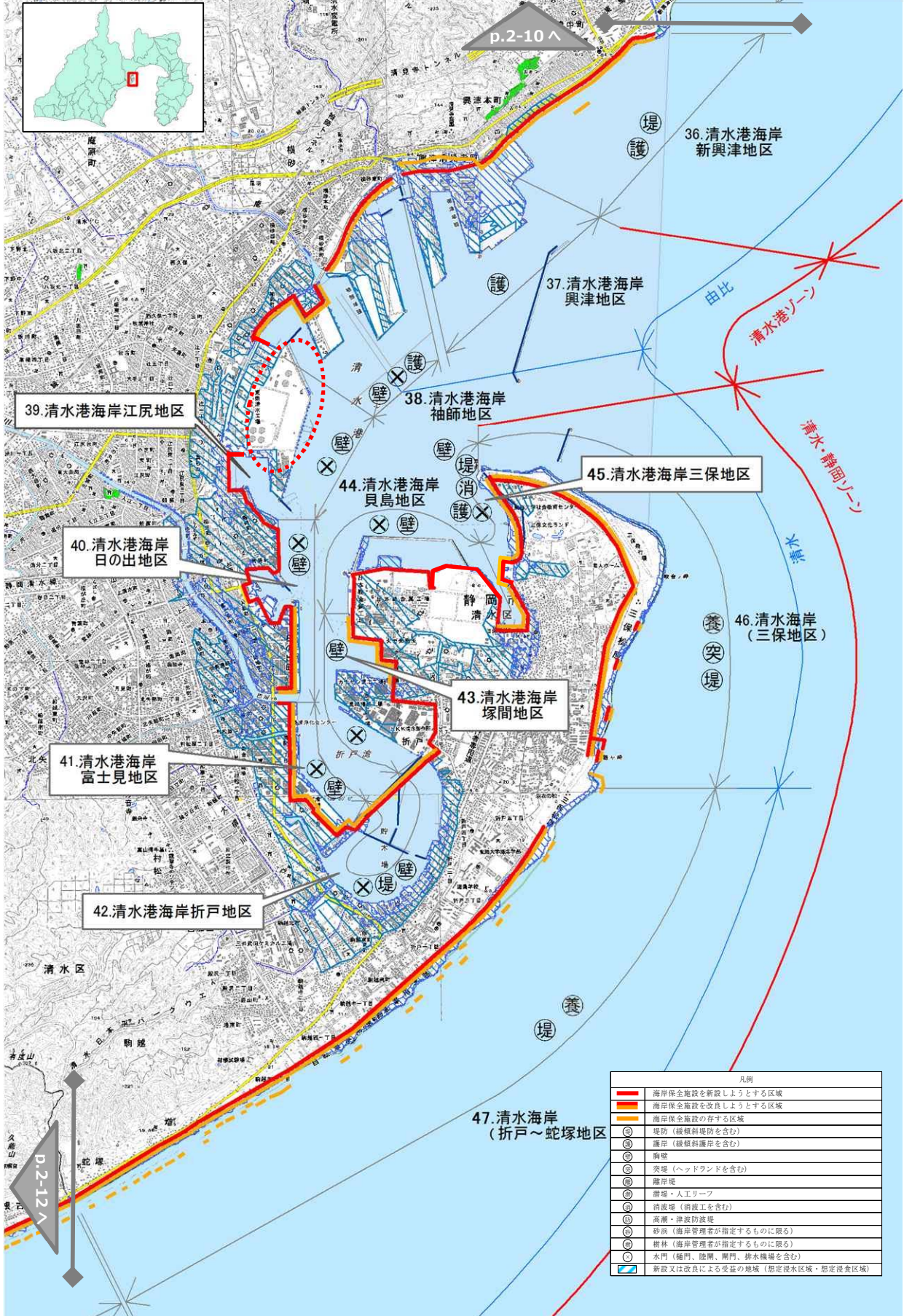
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

駿河湾沿岸 維持修繕図

(由比・興津ゾーン、清水ゾーン、清水・静岡ゾーン：海岸 No36～47)

7/12



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

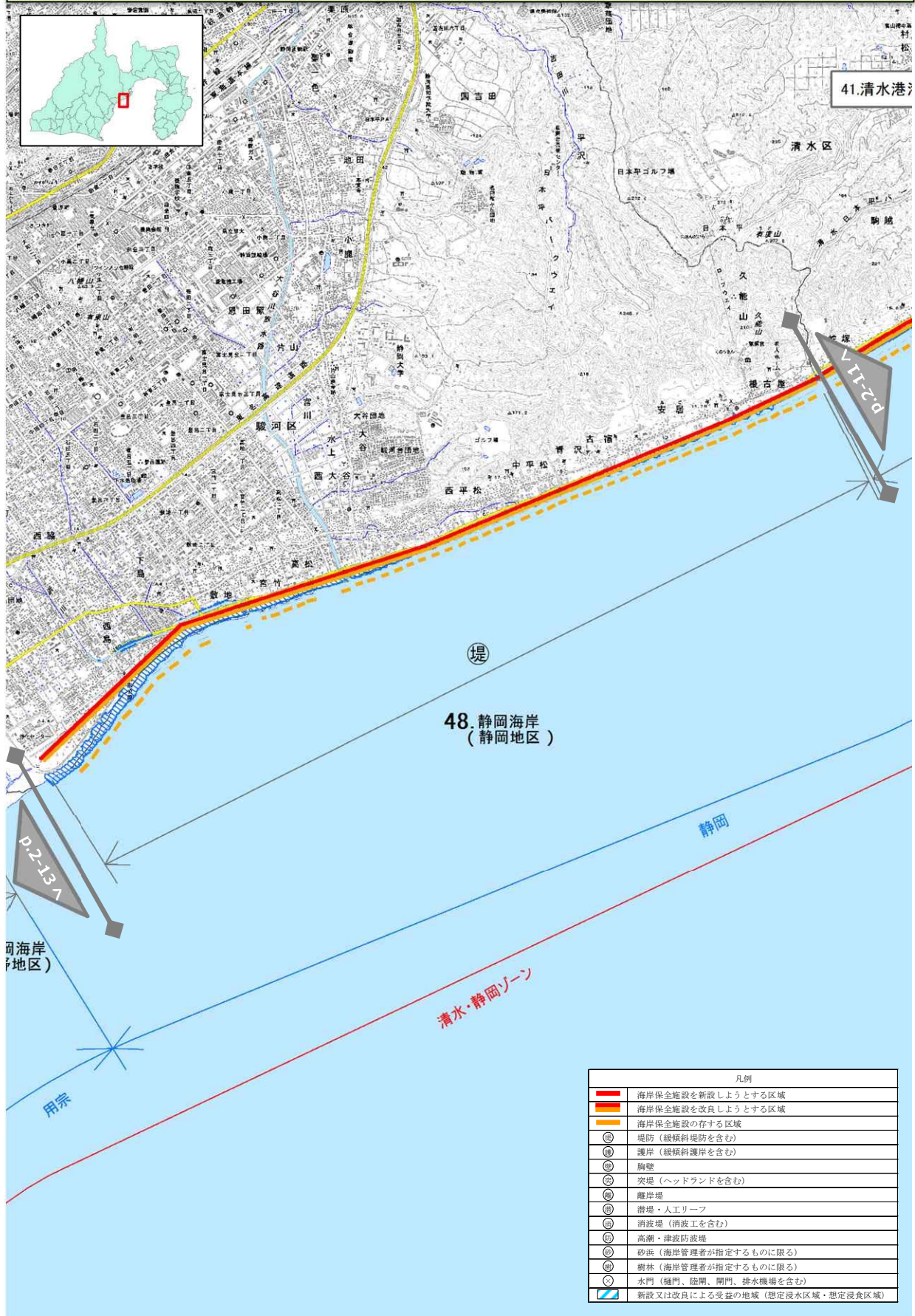
1:50,000 0 1 2km

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩斜堤防を含む）
	護岸（緩斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	遊堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高瀬・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閉門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

駿河湾沿岸 維持修繕図

(清水・静岡ゾーン：海岸 No48)

8/12



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

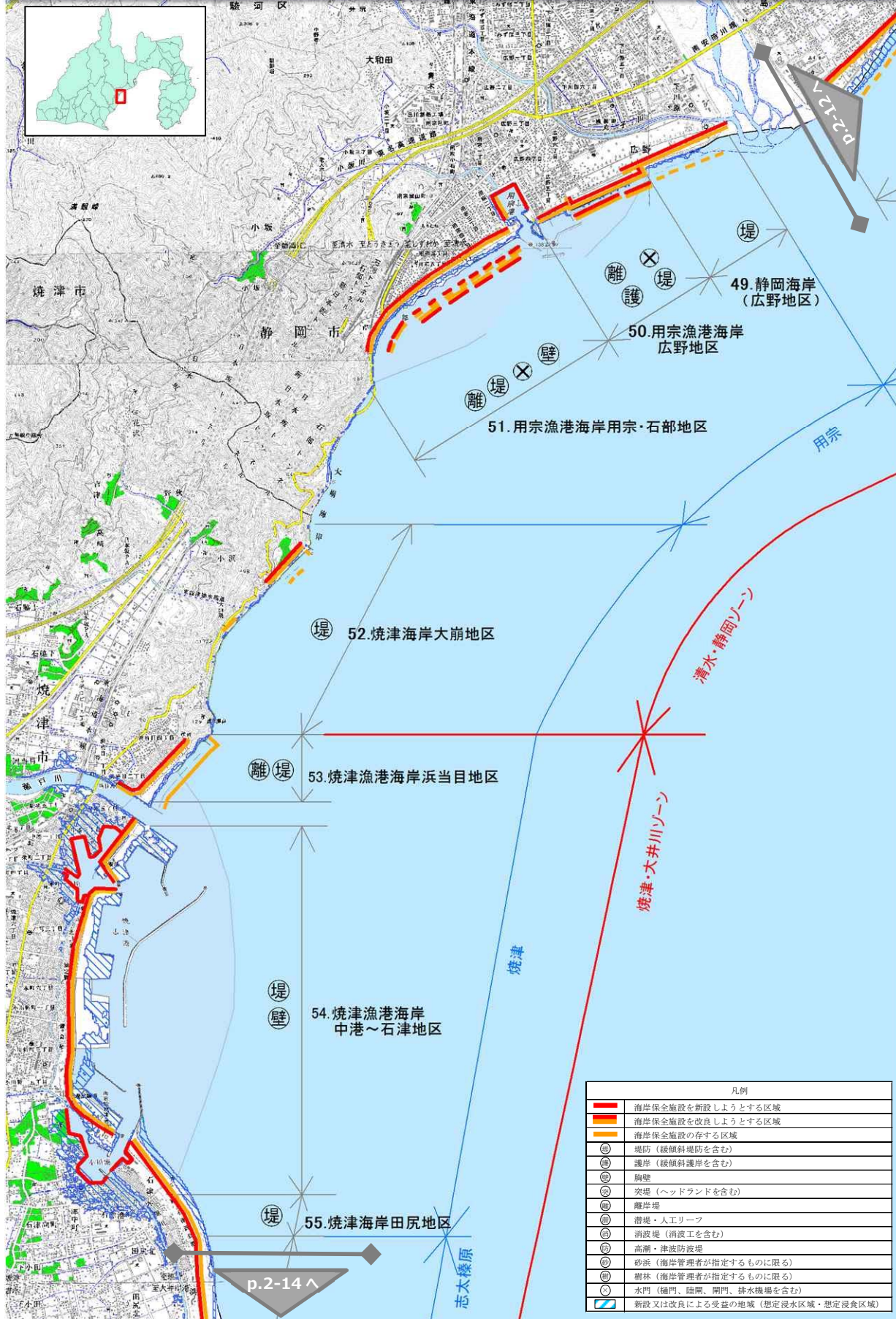


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

駿河湾沿岸 維持修繕図

(清水・静岡ゾーン、焼津・大井川ゾーン：海岸 No49～55)

9/12



→:ゾーンの起終点 ⇨:地域海岸の起終点



駿河湾沿岸 維持修繕図

(焼津・大井川ゾーン：海岸 No56～60)

10/12



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

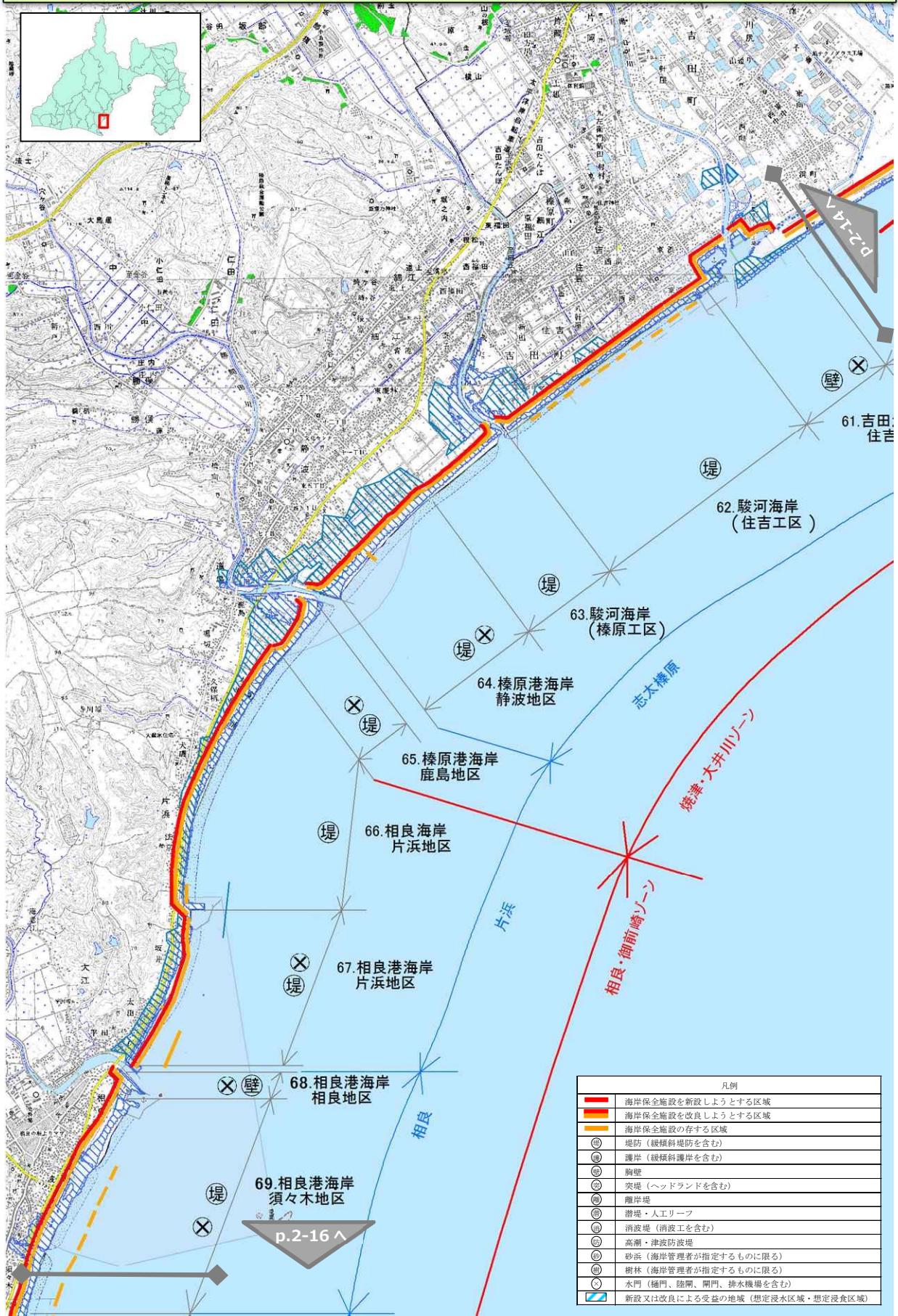
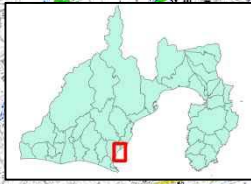
1:50,000 0 1 2km N

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

駿河湾沿岸 維持修繕図

(焼津・大井川ゾーン、相良・御前崎ゾーン：海岸 No61～69)

11/12



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波場（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

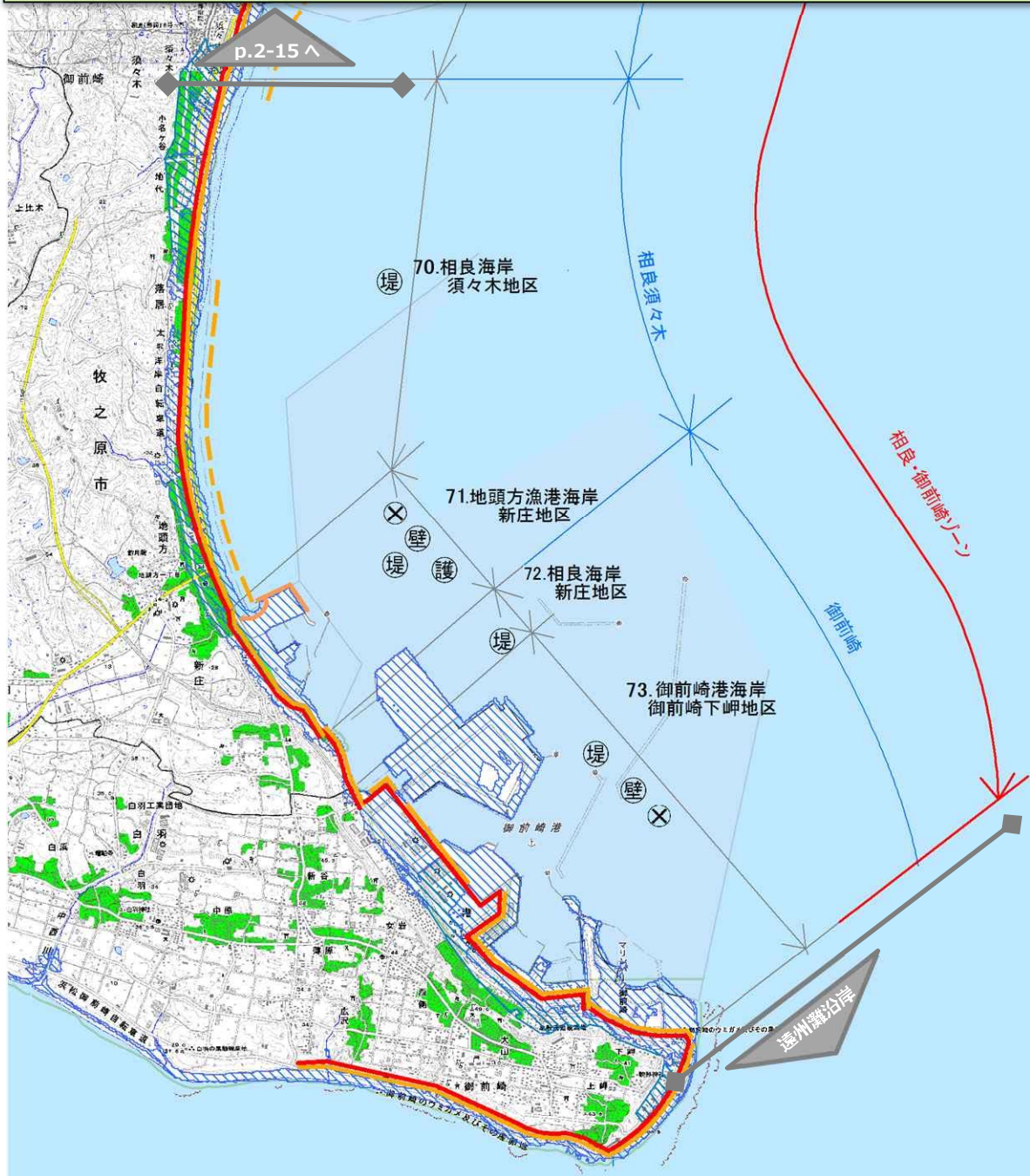
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 4

駿河湾沿岸 維持修繕図

(相良・御前崎ゾーン：海岸 No70~73)

12/12



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波場（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



用語集

越波（えっぱ）

堤防や護岸の高さが波の打上げ高に比べ低いとき、打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

沿岸漂砂（えんがんひょうさ）

沿岸漂砂は、波、または沿岸流という海岸線に平行な流れなどによって生じる土砂の移動、もしくは移動する土砂のこと。海岸侵食・堆積に深く関わる。

海岸域（かいがんいき）

陸と海と相接する地帯を海岸といい、広義には浜から陸に向かってわずかの広さを有する地帯、狭義には陸地の傾斜が海に向かって急になった海岸崖部を指すが、一般的には、その範囲は明確になく、通常海岸線一帯を海の部分を含めて海岸あるいは沿岸と呼ぶことが多い。

海岸行政において、海岸延長を体系的に把握し、名称の統一を図るため、海岸を大・中・小・に分類している。大分類に該当する海岸を沿岸、中部類を海岸、小部類を地区海岸という。

海岸工学において対象とする範囲は、内陸との境界から海岸線を超えて沖合数キロメートルまでの部分をいう。

海岸線は、一般には海と陸との境界をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などをいい、これらから陸側が海岸であり、この海側の砂又は礫（レキ）の部分を海幅の部分を含めて浜という。これに対し、海水面と海浜との境界線を汀線という。汀線は変形と潮位変化によって常に変動しているが、潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれている。

海岸保全区域（かいがんほぜんくいき）

公共海岸の内、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

海岸法に基づき指定された海岸保全区域内にある堤防、護岸、突堤その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいい、別に認定その他の手続きにより特定される措置はとられず、当該施設の設置者、管理者又は所有者の移管を問わない。主な海岸保全施設としては、海岸堤防、海岸護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、ヘッドランド等がある。

海食崖（かいしょくがい）

通常、侵食や風化作用に対しての抵抗力がある強い岩石によって形成されている。一般的に、海岸沿いにある崖の他にも山岳地帯にもあり、川に沿って存在するものもある。崖を形成する主な堆積岩は砂岩、石灰岩、チョークである。花崗岩や玄武岩などの火成岩もしばしば崖を形成する。海岸沿いにある崖は海食崖（かいしょくがい）で、波の侵食によってできる。

胸壁（きょうへき）

河川・海岸の堤防上、橋台の背面などに設けて、波浪などを防ぐ壁体。

計画高潮位（けいかくこうちょうい）

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

最大潮位偏差（さいだいちょういへんさ）

実際の潮位の推算潮位（潮位の予報値）からの最大偏差を最大潮位偏差という。ただし、推算潮位の中で、気象潮である年周潮成分の予測精度は悪いので、月平均潮位について観測値が推算値に一致するように各月の規準面を調節しておいてから、潮位偏差を計算するのが普通である。潮位偏差を起こす原因は種々あるが、気象擾乱によって起こされる高潮（たかしお）が、その代表的なものである。

朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

サンドバイパス

海岸に港などの構造物がつくられた場合、砂の流れ（漂砂）が港によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手にあたる港の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂がなくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、港の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。

サンドリサイクル

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この工法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。

消波堤（しょうはてい）

消波堤は、汀線付近もしくは、これより陸側に設置し、背後の土砂等の流失抑制、消波又は波高減衰させること等により、汀線又は崖の後退を防止する構造物をいう。

人工リーフ（じんこうりーふ）

亜熱帯地方の海岸に見られるサンゴ礁（coral reef）の有する優れた波浪制御機能に着目したもので、沖合の海中に没する構造物を人工的に築造することにより波を消波させ海浜の安定化を図る。景観を損なうことがないので、海岸環境の保全、多様な海浜利用との調和が図れる。

侵食（しんしょく）

侵食とは汀線が後退したり、前浜の部分が減少あるいは消失したり、浜がけが削られ後退することをいう。

浸水（しんすい）

浸水は、水による災害、すなわち洪水や高潮などによって発生する水害。

高潮（たかしお）

一般に気圧低下による海水の吸上げと、風の吹き寄せ等による海水の堆積作用により海面が異常に上昇する現象をいう。

津波（つなみ）

地震による海底の地殻変動、海底火山の爆発などにより、海面が一時的に上昇、下降しこの海面変化が比較的波長の長い波となって海面を伝播する現象をいう。津波は浅海部では海底地形の影響などを受け、波高が急速に高くなり、陸上に達すると斜面に沿って這い上がる遡上現象を起こすことがある。

津波防災ステーション（つなみぼうさいすてーしょん）

発生した地震の情報、それによって引き起こされる津波の情報等を入手して、それらを有効に活用し、防災に役立てようとする考え方に基づいて設置された施設で、以下の二つの役割を果たしている。

- ①地震・津波情報等を、二十四時間リアルタイムで的確に収集するとともに、それらの情報を地域住民および海岸利用者へ提供する。
- ②各地区にある、水門・陸閘を、遠隔操作により、一元的に集中管理し、水門・陸閘の閉鎖を速やかに行い、沿岸域の浸水被害を防ぐ。

津波ハザードマップ（つなみはざーどまっぷ）

津波ハザードマップは、過去の津波などによる浸水実績等にもとづいて、津波災害時における被害を最小限度に食い止めることを目的とし、予想される浸水の程度や避難情報等の各種情報を示した地図であり、緊急時の避難に役立てるものである。

汀線（ていせん）

「海岸便覧、(社)全国海岸協会」他によれば「海面と海浜との交線をいい、満潮汀線、干潮汀線などがある」とされている。

海岸工学では、漂砂や侵食について論じる場合に用いられる事が多く、この場合、対象としている現象は”平均的な海浜の位置”を表現しており、上述した海面とは、”平均水面(M. S. L. =Mean Sea Level)”を指している。

T.P.（ていーぴー）

T. P. とは、東京湾平均海面 (Tokyo Peil)の略で、全国の標高の基準となる海水面の高さである。東京湾中等潮位とも呼ばれる。実際の測定の基準点としては、日本水準原点が使われる。

突堤（とつてい）

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、汀線から直角方向に突き出して設けられた構造物で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の安定化を図る。

根固消波工（ねがためしょうはこう）

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力、波圧、波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などの前面に設置された構造物をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等のハンディキャップをもった人々が、日常生活の中で気軽に海に近づき、身近に自然に触れることができるようにするため、スロープの設置による海岸へのアクセス等を確保すること。これに加え、遊歩道の設置やトイレ・休憩施設等の利便施設整備も積極的に検討することが望まれる。

波浪推算（はろうすいさん）

波浪推算とは、天気図をもとに海域の推定を行い、その結果に基づいて適切な推算法により、波浪の発生・発達・減衰を推算すること。

漂砂機構（ひょうさきこう）

波や沿岸に発生する流れなどによって生じる土砂移動のメカニズム。一般的には、海岸線に対して平衡に移動する沿岸漂砂と垂直に移動する岸沖漂砂の2つの成分に分けて整理される。

漂砂系（ひょうさけい）

漂砂の主な供給源は河川である。それゆえ、河川流域および漂砂の移動する沿岸域をまとめて「漂砂系」と呼称する。また、河川工学においては流砂という用語が用いられる。

ヘッドランド工法（へっどらんどこうほう）

天然の岬地形に囲まれた海岸が長期間に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので、平坦な海岸線の比較的長い海岸侵食にヘッドランド（人工岬）群を設置し、隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、砂浜の安定化を図る。

保安林（ほあんりん）

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットビーチ

二つの岬に挟まれた比較的安定した凹型をした海浜形状のこと。

養浜（ようひん）

海岸に砂などを人工的に供給し、海浜の造成を行うこと。

離岸堤（りがんてい）

汀線より沖の方へ離れてほぼ海岸線に平行に設ける堤状の構造物で、その効果は2つある。1つは、波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で陸上部への波の侵入を防ぐ効果がある。もう1つは、海岸の砂が沖に流出することを防ぎ、背後に砂をためる効果がある。しかし、海岸線近くに設置すると、景観上の阻害要因になる場合がある。

陸閘（りっこう）

堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能なように設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設をいう。

潮位（潮位）

基準面から測った海面の高さ。

漂砂阻止構造物（ひょうさそしこうぞうぶつ）

沿岸漂砂が卓越する（年間またはある季節を通じて、どちらか一方に海浜砂が移動している）海岸において、漂砂による侵食被害を軽減させるために設置される施設（港湾・漁港の防波堤等の施設、突堤などの海岸保全施設、河口導流堤など）

水門（すいもん）

潮位の上昇や高い波から陸地を守るために河川や排水路を横切って設置される構造物。

護岸（ごがん）

基本的に陸域を高波・高潮・津波から守るための施設。